

令和3年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年9月29日（水） 午前 8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	宮田 竜二 君
委員	山田 龍治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	仮屋 国治 君
委員	池田 綱雄 君	委員	新橋 実 君
委員	池田 守 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	松枝 正浩 君	議員	植山 利博 君
----	---------	----	---------

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	中馬 聡 君
建設施設管理課長	園畑 精一 君	土木課長	西元 剛 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築指導課長	下舞 和稔 君
都市計画課長	三島 由起博 君	区画整理課長	岩元 龍己 君
建築住宅課長補佐	柰田 信幸 君	区画整理課長補佐	吉永 利行 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設政策課主幹	八ヶ代 秋吉 君
建設施設管理課主幹	養田 健 君	建設施設管理課	鶴園 裕之 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	土木課主幹	丸山 省吾 君
土木課主幹	立山 和幸 君	土木課主幹	八重山 純一 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
建築指導課主幹	福盛 忍 君	都市計画課主幹	肥後 克典 君
都市計画課主幹	深迫 康幸 君	区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君
建設施設管理課道路管理グループ長	尾辻 善尋 君	建築住宅課住宅グループ長	和田 清仁 君
建築住宅課建築第1グループ長	迫 則男 君	建設施設管理課公園管理G+グループ	桑幡 孝志 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君		
霧島総合支所副総合支所長兼市民生活課長	仮屋園 修 君	霧島総合支所市民生活課主幹	江口 元幸 君
霧島総合支所市民生活課温泉G+グループ	冷水 辰雄 君	霧島総合支所市民生活課温泉G主査	上平熊 学 君
上下水道部長	坂之上 浩幸 君	上下水道総務課長	久木元 直仁 君
水道工務課長	上小園 伸一 君	下水道工務課長	池之上 淳 君
上下水道総務課主幹	瀧間 宏 君	水道工務課主幹	安田 善郎 君
水道工務課主幹	下村 英明 君	下水道課主幹	八反田 竜一 君
上下水道総務課業務グループ長	福田 覚 君	水道工務課工務第2グループ長	深水 孝志 君
水道工務課工務第1G+グループ	岩元 陽一 君	水道工務課工務第2G+グループ	崎山 康仁 君
水道工務課工務第2G+グループ	渡辺 司 君	下水道工務課下水G+グループ	小島 崇 君
下水道工務課下水G+グループ	米松 勝利 君	下水道工務課雨水G主査	潤 圭太 君
下水道工務課雨水G主査	岩元 章宏 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美朗 君

- 7 本委員会のへの付託案件のうち、本日の審査及び議決案件は、次のとおりである。
- 議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第85号 令和2年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第86号 令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第87号 令和2年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第88号 令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第89号 令和2年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第90号 令和2年度霧島市水道事業会計決算認定について
 - 議案第91号 令和2年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について
 - 議案第92号 令和2年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について
 - 議案第93号 令和2年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について
 - 議案第94号 令和2年度霧島市病院事業会計決算認定について
 - 議案第95号 令和2年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について
 - 議案第96号 令和2年度霧島市下水道事業会計決算認定について
 - 議案第97号 令和2年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について
- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時58分」

○委員長（木野田誠君）

本日は決算関係議案は14件の審議を行います。その前に、山田委員から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

○委員（山田龍治君）

昨日、教育部学校教育課のほうで、私が*****
*****質問の確認をさせていただきましたけれども、議事録から削除していただくようお願いいたします。

△ 議案第89号 令和2年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

まず、議案第89号、令和2年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第89号、令和2年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算概要を説明申し上げます。決算書262ページから278ページ、霧島市温泉供給事業は、霧島地区および牧園地区で行っており、歳入歳出予算は7,224万6,000円で、歳入調定額は8,486万1,897円、収入済額は7,291万5,207円、不能欠損額は0円、収入未済額は1,194万6,690円、支出済額は6,643万1,704円、翌年度への繰越額は0円、不用額は531万4,296円であります。また、歳入歳出差引額は648万3,503円となっております。支出済額の内訳として、総務費は6,643万1,704円で、人権費、施設管理に係る費用及び導水管の布設替に係る工事請負費などであります。以上で、温泉供給特別会計決算の概要説明を終わりますが、決算に係る主要な施策の成果等については、霧島総合支所市民生活課が説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○霧島副総合支所兼市民生活課長（仮屋園修君）

説明に入る前に資料の訂正を1件お願いいたします。主要な施策の成果155ページの表頭、令和2年度中の具体的措置中、延長＝54mとあるのを延長＝27mに訂正をお願いいたします。霧島市温泉供給事業は、令和2年度末現在、霧島地区では旅館及び病院などの営業用が23件、共同浴場が6件、家庭用が248件の計277件、また、牧園地区では21件、両地区で合計298件へ供給しており、観光の振興や住民の健康増進を図っているところであります。現状としまして、霧島地区では、蒸気井の蒸気も温度低下はなく、温泉造成量も確保できており、安定した供給を行うことができました。また、牧園地区におきましても、給湯施設等に大きな故障等もなく安定した状態で温泉供給をすることができました。これからも、安定供給を行うため、現在の施設を適正に維持し、今後も老朽化に伴う導水管の布設替工事等を計画的に進めてまいります。令和2年度中の具体的措置としましては、導水管の老朽化に伴う破損のおそれがあったため、両滝水源導水管を27m布設替工事を実施しております。以上で、令和2年度霧島市温泉供給特別会計決算の内容説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

歳入歳出決算書の262、3ページになりますけれども、事業収入の関係でお尋ねをしたいと思えます。結果的に収入済額6,180万7,840円ということで紹介されているんですけども、予算現額330万7,840円、結果的に収入済額が上回っているということで報告をされているんですけども。予算編成の段階で、年度内の見込額を計上をするわけですけども、想定を超える収入済額という形となったその要因等について、少し御説明をいただけませんか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

年度当初の予算作成時点におきましては、その年度中の新たな需要等が想定できておりませんでした。実際に、その予算を策定するときにはそれができておりませんが、令和2年度中に実は大きなホテルが開業したこともありまして、その分が若干増加の要因になってきているものというふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

新たなホテルの収入が計上されるようになったのはいつからでしたかね。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

令和3年2月からでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど、導水管の布設替えの関係で、延長の54mが、実際半分の27mだったということで訂正があったんですけども。それを少し御説明いただけませんか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

高密度ポリエチレン管という管を150のパイを27m。そして75のパイを20m。同じところの既設管に二つ管が入っているものですから、その布設替えをしまして、メインの150の部分だけを記載しております。

○委員（宮内 博君）

それは単なる記載ミスで、実際2本の管を並行して布設をしたという勘違いをしたという話ですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

私が資料作成する段階で、管の延長を素直にそのまま足してしまったものですから、その数字になっております。実際の延長としては27m、その間に、先ほど申し上げたように、2本の管が併設されているということでございます。

○委員（宮内 博君）

実際に予算現額よりも、収入済額が増えて、想定していなかったホテルの新規の需要があったということですが、収入未済額として1,194万6,690円が計上されているんですけども、その内容をちょっと説明いただけませんか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

収入未済額の内容でございますが、全体で18件の滞納でございます。内容としましては、営業の6件と個人の12件でございます。

○委員（宮内 博君）

この中に営業が6件入っているということですが、それは現在、何らかのコロナ禍の状況というのがあるんですけども、そういうこともあって、実際に営業を休止しているというようなそういう事情があるんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

滞納の営業の6件につきましては、委員御指摘のとおり、コロナによる影響も若干見られるのかもしれませんが、ほかにはもう以前の過年度分の滞納がそのまま、まだ残っているという状況のものもございます。

○委員（宮内 博君）

その過年度分を詳しく報告お願いできますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

詳しくと申し上げますと、件数と金額ということになりますでしょうか。すいませんちょっと過年度分の集計がまだできておりませんのでしばらくお時間を頂ければと思います。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時10分」

「再 開 午前 9時10分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○委員（山田龍治君）

確認をさせていただきます。このホテルがお湯を使う場合に、料金は量で決まってくるのか。もし決まるとしたら、そういったメーターがついているのか確認をさせていただきます。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

基本湯量で基本料金が決まっております。そしてメーターが付いていて超過をしましたら、超過分を頂くという形になっています。

○委員（平原志保君）

今、過年度分の滞納分を調べているところだと思うんですけども、水道代とかガス代とかは、払わなくなると数か月すると止められてしまうというのがあるんですけども。こちらの温泉の場合は、滞納した場合、何か月で、お湯を止めるとか、そういうのはどのようなルールになっているんでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

温泉の停止につきましては、条例の19条各号に記載してございますが、実際何か月、あるいは幾らという基準がまだ明確ではないということが一つでございます。それから先ほどの御質問の中にありました過去滞納者の方々が累積をしていることではなくて現年度分はきちっときちっと払ってらっしゃるもんですから、それでとめにくい状況にあるということでございます。

○委員長（木野田誠君）

先ほどの回答できますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

先ほどの委員の御質問にありました過去に残っている部分でございますが、営業の部分におきましては、707万2,990円でございます。

○委員（宮内 博君）

それ6件のうち、最も多い金額順にはどうなんですか。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休 憩 午前 9時13分」

「再 開 午前 9時15分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

先ほどの内訳の中で滞納額が一番残っている方が528万3,000円でございます。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、実際に70%、7割ぐらいを占めているということになるんですけど、令和2年度の実績はどういうふうなんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

確認でございますが、最大の滞納者の納入額ということですか。しばらくお時間いただけますでしょうか。

○委員（新橋 実君）

温泉供給特別会計は、歳出のほうは総務費で総務管理費という名目だけで、一つの項目で大変歳出も出しているわけですが、先ほど説明の中では、1,210万円の工事費もあったわけですが安定供給ができたということで、ポンプの取替えなど40件の修繕も実施されたというようなこともあるわけですが、これで本当に安定した供給ができたと思うんですけどもこれ859万円の内訳。どういうふうな修繕をされて、どれぐらい日にちを要してやったのか。本当に問題はなかったのか。その辺はどうなんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

日数的には個々の期間を設けているんですけど、ポンプとか計装関係が9件、340万円程度。あと、漏湯修繕が主に31件ほど、510万円ほどやっております。

○委員（新橋 実君）

これは全て市のほうの持ち出しで、個人の問題ではなくて、道路に埋まっている配管とか、もうそちら側だけの問題であって、個人の住宅のところの配管の問題とかそういうのは全然なかったという理解でいいんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

ここに提示してあるのは市が提供した市の持ち出し分になります。

○委員（新橋 実君）

だからさっきから言いますように、この総務費だけではなかなかこう分かんわけですよ。中身をもうちよっと内訳を作るような形でできないのかですね。総務管理費の中に全てもう金額をバーンと予算現額、支出済額と書いてあるわけですが、やはり細かくそこは分けて対応していただいたほうがいいと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（木野田誠君）

今の回答できませんか。

○霧島総合支所副支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

修繕料につきましては、275ページの（11）需用費のところに含まれております。

○委員（新橋 実君）

その需要費の中にも1,864万1,060円ということで、金額は非常に大きいわけですがけれども、細分化されて中身がよく分からないわけです。この中に入っているということなんですけれども、やはりもう少し分かりやすくここに書くとか、その辺も変えていただければまだ分かりやすくなると思うんですけども、そういったこともまた今後はしていただきたい。あと、先ほど言いましたけれども、この修繕費の関係ですけれども、修繕はやはり40か所も出るということは、それなりにもう傷みがきているのかどうか、その辺の今後の対応というのはどういうふうと考えてらっしゃいますか。

○市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

計画的に修繕をしていくのみとっております。

○委員（新橋 実君）

もう今、実際、始まってから、もうちょっと何年か分かりませんが、一番古いのでどれぐらいであって、計画的にということなんですけど、毎年、どれぐらいの修繕が出ているような感じになっていますか。

○市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

令和元年度が43件、平成30年度が37件、平成29年度が25件、平成28年度が34件行っております。平成7年度に改良工事を行いまして、それから修繕等も行っております。

○委員（新橋 実君）

この温泉供給というのは、実際、どれぐらいもつものなんですか。平成7年に最初は始まったわけですよね。実際、今、導水管もちょっとやり替えたということなんですけれども、その辺、何年ぐらいを考えてらっしゃるんですか。

○市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

メーカーに一度相談をしましたが、温泉の種類によって、一概に耐用年数は示されることができないということだったので、今、現在26年たって修繕等を行っております。管については取り替える予定はありません。温泉管についてはありません。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

先ほど宮内委員からの御質問で納入が幾らかということだったんですが、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、不確実な数字を申し上げるといけませんので、後ほど報告をさせていただきます【16ページに答弁あり】。ただ、令和2年度中に一部納付があったということだけは分かっておりますので、それだけはお伝えしておきます。また金額につきましては、後ほど御報告をさせていただきます。申し訳ございません。

○委員（宮田竜二君）

すいません。決算書の262ページ、263ページ、先ほど宮内委員から質問のあった事業収入ですね、令和2年度の収入済額が6,180万円ということで、これが予算に比べて300万円強増えたのが新しいホテルが開業したという理由だったんですけども、前年度、ちょっと私、データを持ってなくて申し訳ないんですけども、この収入済額、前年度と比較すると増えているのか増えてないのかを教えてください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

今、委員御質問の前年度との収入済額の比較でございますが、前年度からすると増えております。

○委員（宮田竜二君）

前年度からも増えているということですが、私的の外れな質問するかもしれないですけど、税務課のところ、今回の入湯税が前年度に比べて半減しているんですね。それに比べてちょっと、今回の入湯税は半減しているのに、温泉の供給の事業収入としては変わってないというのはどういう捉え方をしているのかというところを教えてください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（江口元幸君）

御質問の入湯税の関係でございますが、入湯税、霧島市内全体を網羅してございます。ですから、霧島地区だけに限りますとそうでない可能性もございますので。入湯税が減っているんですが、霧島地区は変わってないことも考えられますので。そこはちょっと分かりませんが、入湯税の内容を精査しておりませんので分かりませんが、そういうことかなというふうに今考えているところでございます。

○委員長（木野田誠君）

ちょっと休憩します。

「休 憩 午前 9時28分」

「再 開 午前 9時28分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第89号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 9時29分」

「再 開 午前 9時32分」

△ 議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

それでは、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、建設部の総括説明をいたします。決算書の120～121ページ、土木費の予算現額の総額56億7,183万4,000円、支出済額47億425万3,020円、翌年度への繰越額8億396万2,000円、不用額1億6,361万8,980円であります。なお、この土木費の中には総務部工事契約検査課に係る費用も含まれております。決算書の156～157ページ、次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、予算現額7億7,390万8,000円で、支出済額4億1,096万7,102円、翌年度への繰越額3億1,981万3,000円、不用額4,312万7,898円であります。主なものは土木施設の災害復旧に係る費用であります。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、各課の決算に係る主要な施策の成果等については、各担当課長が説明しますのでよろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○建設政策課長（中馬 聡君）

建設政策課分につきまして、御説明いたします。主要な施策の成果につきましては97ページ、決算書につきましては120ページから129ページでございます。土木総務費の未登記整備事業につきましては、合併直後、公共事業用地の未登記の原因調査・証拠書類等の保管状況調査を実施いたしました。未登記原因の顛末書類がほとんど残存せず、当時の登記承諾書及び地積測量図等も現行の

不動産登記法に適用できないことなどが判明しましたので、外部への業務委託により、土地調査等を実施しながら未登記の解消に努めているところです。令和2年度の成果と致しましては、土地調査39筆のほか、前年度までの測量済箇所や当年度に測量を行い作成した登記書類に基づき、22筆の未登記を処理し、私権の設定等を防止できたことにより、公有財産の適正な管理が図られました。以上で、建設政策課分の説明を終わります。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

続きまして、建設施設管理課分につきまして、御説明いたします。令和2年度決算に係る主要な施策の成果について御説明いたします。主要な施策の成果については98ページから102ページ。決算書については120ページから123ページ、128ページから131ページ、154ページから159ページでございます。まず、主要な施策の成果につきましては98ページ、決算書につきまして120ページから121ページでございます。土木総務費では、道路改良工事などにより道路現況に変更が生じた路線の台帳補正などに、委託料581万9,552円を執行しました。これにより、道路台帳及び橋梁台帳の情報整備が整い、地方交付税の算定基礎となる道路数値の把握や道路台帳図のシステムデータ更新により市道確認が容易になり、許認可申請に対する利便性・迅速化を図ることができました。次に、主要な施策の成果につきましては99ページから100ページ、決算書につきまして122ページから123ページでございます。道路橋梁維持費の地方改善施設整備事業では、工事請負費800万円で国分地区重久団地進入路線の道路維持工事を実施し、地域の利便性の向上と安全性の確保を図りました。道路維持改良事業では、委託料263万100円で7件の測量設計を行いました。工事請負費では4,239万8,500円で、R2姫城中央線（補助金）道路舗装工事など8件を執行し、舗装や側溝等の改修を行い、通行の安全を図りました。また、公有財産購入費に36万4,391円、補償補填及び賠償金24万3,450円を執行し、工事箇所の用地を確保しました。道路維持管理事業では、修繕料1億9,647万2,704円で道路の舗装や側溝などの修繕を631件行い、委託料9,989万3,140円で、道路管理業務・草払い・街路樹管理などを委託し、通行の安全や危険防止を図り地域住民の要望に応えることができました。また、公有財産購入費1,432万2,000円で隼人町松永地区に資材置場用地を取得しました。橋梁長寿命化修繕事業では、委託料6,168万5,560円で奈良田橋など4橋の橋梁補修設計業務と7工区の橋梁定期点検業務の委託、また、工事請負費1億500万6,028円うち繰越4,659万7,400円で橋梁補修工事7件を執行し、小田橋など4橋の修繕が完了したことで、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の長寿命化を図ることができました。道路アダプト制度事業では、令和2年度に脱退が1団体、休止が1団体あったものの、13団体の新規登録があり合計76団体となり、80路線約76kmで草払い、清掃活動をして頂き、主要道路の環境・景観及び機能の維持保全が図られました。道路施設防災安全対策事業では、委託料925万6,956円でR2萩の元～黒石線（交付金）測量設計業務など3件の設計業務を委託し、また工事請負費1億1,896万9,000円うち繰越2,812万5,000円で、歩道改修工事や舗装工事など9件うち繰越3件を執行し、利用者の安心安全な道路交通環境を確保することができました。公有財産購入費では3万8,176円、繰越明許費を執行し、工事箇所の用地を確保しました。次に、主要な施策の成果につきましては101ページ、決算書につきましては128ページから131ページでございます。公園費の公園管理事務事業では、修繕料399万9,418円で丸岡公園ゴーカート道路維持修繕等を実施し、また委託料981万8,797円で天降川ふるさとの川河川公園管理業務等を委託し、適切な維持管理を行い、利用者が安心・安全・快適に利用できる公園としての機能を確保しました。都市公園管理事業、城山公園管理事業、丸岡公園管理事業では、指定管理者制度による管理を行い、市民のゆとりとやすらぎの場としての利用しやすい公園を提供できました。公園改修事業では、安全に公園が使用できるよう、修繕料199万4,850円で国分湊地区コミュニティ広場の遊具修繕など6件を実施しました。また、委託料280万5,000円及び工事請負費1億1,419万5,000円で城山公園研修センターの改修工事を行いました。次に、主要な施策の成果につきましては102ページ、決算書につきまして154

ページから159ページでございます。土木施設災害復旧費の道路施設災害復旧事業では、公共土木施設災害応急対策業務委託により、豪雨や台風時の崩土除去、倒木除去などの早急な対応により、道路の通行開放が図られました。また、公園施設災害復旧事業では7月豪雨による丸岡公園自家水配管災害復旧修繕を実施しました。以上で、建設施設管理課分の説明を終わります。

○土木課長（西元 剛君）

続きまして、土木課分につきまして、御説明いたします。まず、主要な施策の成果につきましては103ページ、決算書について122ページから125ページでございます。道路新設改良費につきましては、具体的措置として委託料の現年度分3,000万5,398円で、口輪野～永迫線測量設計業務委託など13件、繰越分2,876万9,500円で、泉水～市後柄線測量設計業務委託など4件、工事請負費の現年度分2億5,847万4,521円で、川跡～新川線など17件、繰越分1億6,024万2,000円で、天降川東通り線など11件、また、工事に係る公有財産購入費の現年度分319万8,753円と繰越分2,760万7,984円、補償補填及び賠償金の現年度分738万121円と繰越分8,063万6,099円を執行いたしました。なお、地区別では国分地区で口輪野～永迫線外9路線、溝辺地区で新香線の1路線、横川地区で今村～黒葛原線外2路線、牧園地区で宿窪田線の1路線、霧島地区で泉水～市後柄線外1路線、隼人地区で神宮～内山田線外1路線、福山地区で平野線外1路線、合わせて21路線の事業を行っております。成果として、工事着手に必要な実施測量設計のほか、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、道路の拡幅やカーブの修正、側溝等の整備を行い、車輛や歩行者の通行の安全が図られました。次に、主要な施策の成果については104ページ、決算書につきまして124ページから125ページでございます。幹線市道整備事業費につきましては、具体的措置として、委託料の現年度分135万3,000円で、川跡～有下線物件調査再算定業務委託など3件、工事請負費の現年度分8,616万5,000円で、馬立～北原線など4件、繰越分1億4,282万円で、住吉東線など5件、また、工事に係る公有財産購入費の現年度分2,253万5,037円、補償補填及び賠償金の現年度分6,627万8,329円と繰越分183万7,000円を執行いたしました。なお、地区別では、国分地区で川跡～有下線の1路線、溝辺地区で馬立～北原線外1路線、合わせて3路線の事業を行っております。成果として、川跡～有下線及び馬立～北原線並びに論地通り1号線の工事や川跡～有下線及び馬立～北原線の用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果は105ページ、決算書は124ページから125ページでございます。河川管理費につきましては、具体的措置として、委託料の現年度分9,380万8,508円で、天降川等の水門管理委託や市の管理する河川に係る草木類の伐採など32件を執行し、水門や河川の適正な維持管理により水害の未然防止が図られました。繰越分433万円で、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業上井地区の測量設計業務委託を執行いたしました。工事請負費の現年度分3,009万円で、県単急傾斜地崩壊対策工事瀬戸口地区など3件を執行し、繰越分の3,817万1,000円で、福島地区排水路整備工事など4件を執行し、土砂災害や浸水被害から住民の生命・財産を守ることができました。公有財産購入費22万4,867円で、二石田川河川改修工事に伴う用地を取得しました。負担金補助及び交付金6,080万円は、県営事業で土石流や土砂流出及び崖崩れの恐れがある急傾斜地など10件の砂防関係事業が行われ、市の負担金として支出しております。次に、主要な施策の成果は106ページ、決算書は124ページから125ページでございます。港湾管理費につきましては、具体的措置として、委託料94万6,124円で、隼人港の防潮扉、国分敷根・福山海岸の陸間管理委託及び福山海浜緑地広場の維持管理業務を委託し、防潮扉等の適正な維持管理により水害防止が図られ、また、福山港を訪れる市民が快適に施設利用できました。次に、主要な施策の成果は106ページ、決算書は156ページから157ページでございます。土木施設災害復旧費の河川施設災害につきましては委託料79万2,000円で、2件の測量設計業務委託を執行いたしました。工事請負費の現年度分1,220万5,000円で、鎮守尾川河川災害復旧工事など2件と繰越分860万円で、長谷川河川災害復旧工事を執行いたしました。成果として、被災箇所への早急な復旧により、被災拡大や二次災害が防止

され、市民生活の安全が図られました。以上で、土木課分の説明を終わります。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

続きまして、建築住宅課分につきまして、御説明いたします。まず、主要な施策の成果につきましては107ページ、決算書につきましては、130ページから131ページです。住宅管理費の市営住宅維持管理事業につきましては、現状として、施設の経年劣化による修繕や樹木の伐採等の要望が増えており、良好な住環境を保つために効率的・効果的な修繕などが求められています。管理戸数は令和2年度末で、市営住宅4,096戸、準公営住宅19戸、特定公共賃貸住宅166戸、単独住宅233戸の合計4,514戸です。老朽化に伴う解体による減で、昨年度と比較し32戸の減となっています。施策の方向としましては、市営住宅を良好な状態に保ち、入居者に安全で快適な住環境を提供するため、指定管理者制度を導入し、住宅設備の保守点検や修繕を行っています。具体的措置として、指定管理者への委託料として、1億7,422万4,600円、その他既に解体撤去している住宅跡地の草払い作業などが286万9,955円で、委託料の合計で1億7,709万4,555円です。修繕料2,498万6,881円は、退去時の修繕など54件です。成果として、入居者の安全かつ快適な住環境の向上が図られました。市営住宅改善事業につきましては、具体的措置として、委託料255万2,000円は、国分地区の大野原団地5号棟個別改善工事の設計業務など4件、工事請負費4,546万6,000円は、国分地区の新清水団地10号棟外壁改修工事を執行しました。成果として、外壁等の改修、老朽化した設備の改善設計を行ったことにより、次年度以降の計画がたち、外壁工事を行ったことで、市営住宅等の長寿命化が図られ、安全で快適な住環境が確保できました。次に、主要な施策の成果につきましては108ページ、決算書につきましては、同じく130ページから131ページです。老朽住宅除去事業につきましては、退去が完了し、老朽化した住宅を解体するもので、具体的措置として、委託料309万1,000円は、老朽市営住宅除去工事の設計業務など11件、工事請負費3,290万5,000円は、横川地区の老朽市営住宅除去工事など10件、そして用途廃止住宅の移転補償費を24件分で、410万4,000円執行しました。成果として、市営住宅等の総量縮減及び管理戸数の適正化につなげることができました。次に、市営住宅浄化槽改善事業につきましては、単独浄化槽などから合併浄化槽への改修や下水道への接続を行うもので、具体的措置として、委託料75万9,000円は、隼人地区の住吉団地下水道接続工事の設計業務など2件、工事請負費5,777万6,000円は、国分地区の上井団地下水道接続工事など2件を執行しました。成果として、住環境及び水質改善を図ることができ、また、住吉団地等においては、翌年度以降に下水道接続等の見通しをたてることができました。続いて、主要な施策の成果につきましては同じく108ページ、決算書につきましては、120ページから121ページです。土木総務費のうち、省エネモデル住宅管理事業につきましては、平成24年にオープンし、約9年が経過しました。令和2年度の省エネモデル住宅の来館者数は4,633名であり、見学者から住宅の新築や改修の際は、省エネ設備を採り入れたいという意見もあり、省エネや環境への関心を高めることができました。続いて、主要な施策の成果につきましては109ページ、決算書につきましては、26ページから27ページ、及び130ページから131ページです。住宅使用料収納事務につきましては、現年度分は調定額6億8,915万2,100円に対し、収入が6億8,702万7,300円で徴収率99.69%です。過年度分は調定額1億4,100万3,855円に対し、収入が485万5,522円で徴収率3.44%です。具体的措置として、滞納者に対しては電話や戸別訪問などを粘り強く取り組んでおり、また、連帯保証人に対しては滞納状況を通知するとともに、納付指導を行って頂くように依頼しています。続いて、主要な施策の成果につきましては同じく109ページ、決算書につきましては、56ページから57ページ、及び130ページから131ページです。住宅新築資金等貸付事業につきましては、現年度分は調定額31万9,896円に対し、収入が31万9,896円で徴収率100%です。過年度分は調定額2億7,580万1,054円に対し、収入が184万5,754円で徴収率0.67%です。具体的措置として、戸別訪問を行い粘り強く交渉した結果、少額ではありますが、定期的に納入するようになってきていますので、引き続き長期滞納者を中心に粘り強く納付指

導を行い、徴収率の向上に努めていきます。以上で、建築住宅課分の説明を終わります。

○建築指導課長（下舞和稔君）

続きまして、建築指導課分につきまして、御説明いたします。まず、主要な施策の成果につきましては110ページ、決算書につきましては120から123ページでございます。建築確認審査業務等につきましては、建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について審査、検査等を行うほか、法令に関する啓発や法令違反の指導等を行うと共に、崖や道路の取扱い、法令解釈などの相談対応を実施しております。具体的な取組としましては、令和2年度は建築基準法に基づく建築物・工作物に係る確認申請について217件、計画変更申請18件の審査と、同じく完了検査の申請について195件の検査を実施しました。そのほか、共同住宅の建築計画について、建築主等と事前協議を行う共同住宅等建築計画書など市条例に基づく申請に対する審査を11件行いました。また、建築に関する相談においては、必要に応じ、現地確認や県への照会等を行い、対応するとともに違反建築の防止を図るため、定期的なパトロールを実施しました。さらに、建築主等に対し法に基づく完了検査の受検を促すパンフレットを配布するなど、完了検査受検の啓発にも取り組んだところです。成果としましては、市民からの建築相談、建築確認申請・完了検査等について、適切な事務処理が図られ、また、完了検査の受検に対する理解等の向上を図ることができました。そのほか、地域の生活環境を損ねることがないように共同住宅の建築主等に対し、自治会との事前協議等の配慮を求めることができました。次に、建築物耐震改修促進事業につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発に努めるほか、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため建築物の所有者に対する支援を行っております。具体的な取組としましては、旅館、ホテル等の大規模建築物の2棟について、耐震改修工事の交付決定を行いました。成果としましては、木造住宅の耐震診断について1件費用の一部を負を助成し、消防フェスタが開催されなかったため、市民ギャラリーで、木造耐震に関するパネル展示を行ったり、チラシ配布を行うことで、多くの市民が建築物の耐震性に関し、理解を深めてもらうなど、啓発を行うことができました。また、安全性を確保しようとする大規模建築物の建築主に対し、耐震改修工事の費用の一部を助成する交付決定を行い、現在施工中です。続いて、主要な施策の成果につきましては111ページ、決算書につきましては同じく120ページから123ページでございます。空家等対策事業につきましては、空家数の増加に伴い、適正に管理されていない空家がさらに発生し、建物の倒壊等による保安上の危険性に加え、防災、防犯、公衆衛生、景観等への影響が深刻化し、市民生活への悪影響がますます顕著化することが見込まれることから空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不十分な空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、本市における空家対策に係る課題等に対し、庁内連携の取りまとめ等を行っております。具体的な取組としましては、令和2年度は、市民からの相談や通報があった36件の空家について現地調査等を実施し、空家所有者を特定した上で、空家の適正な管理を求めるとともに、相談窓口など必要な情報の提供や助言を行いました。さらに、これまでに指導等を行った157件の空家について現状確認などを行い、空家がもたらす問題の解決を図るため、所有者に対し、アンケート調査を実施し、令和元年度に空家等対策に関する協定を締結した専門家団体と空家等の対策に関する相談会を文書で実施しました。また、老朽危険空家の解体工事について、費用の一部を助成しました。成果としましては、所有者等に対して意向調査や指導等を通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、27件が一部補修・除却等の措置が図られ、これまでに109件が改善されたところです。また、老朽危険空家の解体工事について10件の申請があり、解体費用の一部を助成することで、老朽危険空家のあった近隣の生活環境の改善が図られました。以上で、建築指導課分の説明を終わります。

○都市計画課長（三島由起博君）

続きまして、都市計画課分につきまして、御説明いたします。主要な施策の成果につきましては

112ページから115ページ、決算書につきましては124ページから131ページでございます。まず、主要な施策の成果112ページから113ページ、決算書では126ページから127ページでございます。都市計画総務費の具体的措置として、都市計画マスタープランに則し、良好な土地利用及び誘導を行う制度である都市計画用途地域の見直しについて検討するための資料を作成しました。また、大規模盛土造成地変動予測調査につきましては、国が抽出した市内116か所のうち、22か所を選定し、踏査による現地調査等を行うことで大規模盛土造成地の状況や安全性を把握することができました。次に、主要な施策の成果114ページから115ページ、決算書では128ページから129ページでございます。街路事業費のまち交街路整備事業（国分中央）の具体的措置として、町の下2号線につきましては、事業用地を取得し、延長50mの道路改良工事及び延長132mのカラー舗装工事を実施しました。これにより、街なかの歩行者の回遊性を高めるネットワークの構築が図られました。犬追馬場線につきましては、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。また、隼人駅周辺地区の整備につきましては、用地調査を実施し、建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。続きまして、街路整備事業の具体的措置として、日当山線につきましては、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。新川北線につきましては、用地調査を実施し、建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。山崎線につきましては、延長157mの道路改良舗装工事を実施し、供用開始しました。また、新町線につきましては、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。最後に、主要な施策の成果115ページ、決算書では128ページから131ページでございます。公園費の公園整備事業では、市民が身近に利用できる憩いや健康づくりの場を確保するための具体的措置として、溝辺地区麓第一土地区画整理事業区域内の麓4号公園の整備工事に着手しました。以上で、都市計画課所管の事業についての説明を終わります。

○区画整理課長（岩元龍己君）

続きまして、区画整理課分につきましては、御説明いたします。主要な施策の成果は116ページから118ページ、決算書は126ページから129ページになります。まず、主要な施策の成果につきましては116ページ、決算書につきましては126ページから129ページでございます。麓第一土地区画整理事業では、委託料2件、3,934万7,000円、工事請負費11件うち繰越5件、4,763万6,170円、補償補填及び賠償金2件13万5,575円を執行しました。成果として、換地処分に向けた、換地計画の認可申請図書の作成や、区画道路整備および宅地整地を行ったことで、事業終盤に向けて事業の進捗が図られました。令和2年度末の仮換地指定率は100%、事業費ベースの進捗率は100%、保留地販売は76%になりました。次に、主要な施策の成果につきましては117ページ、決算書につきましては126ページから129ページでございます。浜之市土地区画整理事業では、委託料4件、639万4,080円、工事請負費5件うち繰越3件、4,524万1,500円、補償補填及び賠償金8件、3,984万5,136円を執行しました。成果として、業務委託により、次年度以降の工事に必要な設計を行うことができました。また、区画道路や水路整備工事、建物等移転補償を行ったことにより、事業の進捗が図られました。令和2年度末の仮換地指定率は100%、事業費ベースでの進捗率は90.2%になりました。次に、主要な施策の成果につきましては118ページ、決算書につきましては126ページから129ページでございます。隼人駅東土地区画整理事業では、委託料5件、1,405万6,900円、工事請負費4件うち繰越1件、6,244万円、補償補填及び賠償金6件うち繰越2件、4億861万9,092円を執行しました。成果として、業務委託により、仮換地指定の円滑化が図られ、また、建物等の移転交渉に要する資料作成や道路整備に必要な設計を行うことができました。区画道路整備工事で、区域内の道路網整備が図られ、建物等移転補償により支障物件の移転等を進める事ができました。その結果、地区内の良好な宅地の整備に向けて事業を推進する事ができました。令和2年度末の仮換地指定率は73.2%、事業費ベースの進捗率は53.5%になりました。以上で、区画整理課所管の事業についての説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

未登記の関係で、お尋ねをしたいと思います。建設部の関係で、全体の未登記件数をまずお聴かせください。

○建設政策課長（中馬 聡君）

合併後、確認した未登記件数が777件ございまして、令和2年度現在で、処理が済んだのが422件でございます。あと、未登記の残数が355件でございます。

○委員（宮内 博君）

まだ355件ほど残っているということでありませけれども、登記の事務はかなり苦勞もするというふうに思うんですけど。実際これがなされてないことによって、用地買収ができなかったりとか、計画が頓挫をしたいというようなことってというのはあると思うんですけども、実際にその事業計画を進めていく中で、その要因によって、なかなか進捗できないという件数がいかほどあるんですか。

○建設政策課長（中馬 聡君）

未登記で今の事業が進まないというのは余りないかと思います。未登記は既にもう道路になっていきますので、その部分を今我々が解消に向けて行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

地区別にはどういうふうになっていますか。

○建設政策課長（中馬 聡君）

残数の355筆の地区別の件数を申し上げますと、国分地区が35筆、溝辺地区が56筆、横川地区が46筆、牧園地区が104筆、霧島地区が23筆、隼人地区が90筆、福山地区が1筆でございます。

○委員（新橋 実君）

111ページ。今回36件の空き家について、現地調査等を実施し、空き家所有者を特定した上で、空き家の適正な管理を求めるとともに、相談窓口など必要な情報提供や助言を行いましたということなんですけども、157件の空き家について現状確認などを行い、空き家がもたらす問題の解決を図るといろいろ言われていますけども、実際これで全て対応できているんですか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

我々のほうも努力して、いろいろと頑張ってはおりますけども、それで全て対応できているかと言われますと、なかなか難しいところでございます。

○委員（新橋 実君）

難しいところというのは、どういったところが難しいところなんですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

こちらのほうでいろいろと指導を行うんですけども、なかなか、相手方のほうが応じていただけないとか、連絡をしてもなかなか連絡が返ってこないとか。いろいろと、電話ができるところは電話をしたり、はじめは住所を探して、そこに文書を送っているいろいろやるんですけども、引き続き、判っているところには文書を送って、いろいろとやっているんですけど、なかなか全ての方々が、手だてをしていただけないのが実情です。

○委員（新橋 実君）

これは、空き家の所有者というのは全て特定できているという理解でいいですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

全てはまだ把握できていないところです。

○委員（新橋 実君）

これは税務課とも連携されて建築指導課のほうが対応するようになってきていると思うんですけど、なぜそれができないんですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

とりあえず、税の関係のところではいろいろと調査をするんですけども、建物が未登記であったり、それからなかなか、もう登記されている方自体はもう相当前に死亡されていて、その後、相続されていないということで、いろいろとたどっていくんですけど、なかなか、現在の所有者等にたどり着けないというのがございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、相続はされてないということは税務課のほうが実際、そこを追跡していないということで、建築指導課としてはもうどうしようもないという理解でいいんですかね。結局、税金を徴収しないということになるわけ。建物は古いから。土地もあるわけですけども。実際は、税金は徴収しないといけないわけですけども。それについてはどうなんですか。ここで言うべきじゃないかも分かんけど、実際、本来は、税金を徴収すべきものが徴収されないというような理解でいいんですか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

税務課の情報については、土地の面積が小さかったり、建物が古かったりする場合は、免点未満という形で、ある程度の評価額を下回ると、それ以上は課税をしないということで、追っていないというのが結構あるという現状です。

○委員長（木野田誠君）

決算について質問してくださいね。システムのことはもう別なところで発言をお願いします。

○委員（新橋 実君）

実際、市民の方が非常に困っていらっしゃるわけだから、こういったことについては、建築指導課が対応するようになっていくわけだから。全てを空き家対策は対応を建築指導課で対応するような形でしてもらわないといかんわけですよ。これについて今後どういう形で対応していくのか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

うちの人員も限られております。その上で毎年、新たな相談があります。それらについていろいろと職員も頑張ってくれているんですけど、今言ったようになかなか、追っていけないと。いろいろと、四方八方手を尽くしながら、いろんなところ、情報があれば、通常は相談に来た方なんかも、情報を持っていらしたりすることもあるので、そういうところで情報を得ながら、何とか終えるものは追っていきたいということで、頑張っって今後もやっていきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

なかなか大変だと思いますよ。県から見えてまだ1年ですね。担当の方も、数名の方がやってらっしゃるということで、大変かと思えますけども、やはり、これは霧島市にとっても空き家問題というのは非常に大きな問題でもありますので、今後どんどん増えていきますので、やはり力を入れて建設部としても、取り組んでいただきたいと思うんですけどいかがですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

空き家対策につきましては、先ほど課長が申し上げるように、非常に所有者を特定するのにまず時間が掛かります。それから、ある程度所有者を確認して、空き家対策について対処をお願いしているところですけども、やはりなかなか地元にはいない方は、写真等も送りながら、こういう状況ですということで、話をさせていただくんですけども、なかなか対応してもらえないのが実情ですので、やはりここは根気強くやるしかないのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

深くはもう追求しませんから、これについては。次の都市計画のほうに入ります。今回、盛土の

関係で、いろんな大きな問題がありました。大規模盛土造成の変動予測調査をされたということで、国が抽出した市内116か所のうち22か所を選定したと。これはどういった形で選定をされたのか伺います。

○都市計画課長（三島由起博君）

まず、この116か所のうち、ある程度人家が伴うような優先度の高い所を優先して、22か所選定したところでございます。

○委員（新橋 実君）

この場所というのは例えば住宅地の上に盛土されたのか。その場所とかその住宅がどれぐらいあるとか。何かそういう規定があったんですか。その辺の選定の仕方はどうだったんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

まず、この大規模盛土造成地の定義になるんですけども、谷を埋めた形の造成地が盛土面積が3,000㎡以上。それから、腹付け型の盛土の形の場合、盛土をする前の地盤面の水平面に対して角度が20度以上、急な盛土ですね。かつ、高さが5m以上というような場所を、昔の地形図と現在の直近の地形図を重ね合わせまして、それを抽出したものが116か所になります。

○委員（新橋 実君）

その中で22か所選定されたと。22か所については、安全性を把握することができたということなんですけども、116か所についても、現地を確認されて安全性を把握したということでもいいのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

国が抽出しました116か所につきましては、机上での作業で抽出をしております。今回、令和2年度で22か所については、現地も確認をしまして、調査をしたところです。残りの部分については、今年度も調査を続けておりますので今後、引き続き、現地等の調査をして確認してまいります。

○委員（仮屋国治君）

盛土の部分ですけれども、この検査をされるとき、どんな状況の確認をされるのかをちょっと教えてもらえますか。

○都市計画課長（三島由起博君）

まず、国が示しました116か所の中で、それぞれ優先度を決めて、現地調査するわけなんですけども、現状の例えば盛土の勾配であったり、擁壁の状態であったり、外観上、例えば、亀裂があったりとか、沈下をしているとか、そういった部分を調査してまいります。その情報を収集しまして、カルテというか、その宅地ごとにそういった情報を取りまとめて、今、調査を進めているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

市民の皆さんから、たまにお話を聞くんですけども、盛土されている所には必ず廃棄物を投げ込んで、その上に土砂を盛ってあるという話をよくお聞きするんですけども、その辺のところまでは、状況は把握できないということによろしいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

現状の調査につきましては、外観上の調査になりますので、その中のものまではちょっと把握ができない状況でございます。

○委員（仮屋国治君）

熱海でも大災害がありましたけれども、その辺のところ、よく分かりませんがエックス線とか何とかで、中身を確認できないものかなと思ったりもしますけれども、これから、まだ何件も残っておるようですから、検査の方法等をまた御検討いただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

98ページの土木総務費関係のところでお尋ねを致しますけれども、目内の流用調書を拝見いたし

ますと、都市計画費3,089万円余りなど1,000万円を超える流用が散見されますけれども、それらの理由をちょっと説明してもらえませんか。

○委員長（木野田誠君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時27分」

「再 開 午前10時45分」

○委員長（木野田誠君）

それでは再開します。その前に、霧島総合支所の仮屋園課長から発言を求められております。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

先ほどの令和2年度霧島市温泉供給特別会計の宮内委員より御質問のありました件についてお答えいたします。滞納額が最も多い事業者の令和2年度の納入額は33万2,700円です。内訳は、平成16年度の一部、2万100円と令和元年度分の残金全額31万2,600円の合計33万2,700円です、令和2年度から現在までにつきましては滞納はございません。

○委員長（木野田誠君）

引き続き建設部に入ります。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

建設施設管理課では、道路橋梁維持費が該当しておりまして、委託料から工事請負費に1,548万円流用しております。この委託料につきましては、入札残を工事請負費のほうへ流用いたしまして、工事進捗を図るようになっております。主なものとしましては、橋梁長寿命化で1,478万円、あと残りは防災安全関係の事業でございます。

○土木課長（西元 剛君）

土木課分につきましては、道路新設改良費になりまして、新設改良事業の事業費がある程度確定したものと、それと工事費を補償補填等から工事費へ流用し、工事に必要な信号機移設とか、工事に伴う信号機移設また地下水などが出ましたので地盤改良等が必要となったことから、流用をかけたものでございます。

○都市計画課長（三島由起博君）

流用の内容につきましては、公有財産購入費が用地補償費関係の事業費の確定をしましたので、事業進捗を図るために工事請負のほうに流用しております。それと、補償補填賠償金からのそれぞれの節への流用につきましては、国の補正がありまして、その補正に対応するために執行残をそれぞれの必要な経費のほうに流用したものでございます。

○委員（宮内 博君）

流用額、極力避けなければいけないということで、一つのルールがあるわけですがけれど、緊急でやむを得ない場合というようなことも当然ありうる話なんですけれども、可能な限り補正等で対応するという形でしなければいけないと思いますけれども、金額的に1,000万円を超えるというようなケースが散見されましたので申し上げたところでありますけれども、今後にどういうふうにかかしていくのかについて、部長から見解をお示してください。

○建設部長（猿渡千弘君）

事業を推進していく中で、当然、用地を取得し、補償しながら工事を進めていくわけなんですけれども、進めていく中で、用地補償がどうしても進まなくなったときに、それでもやはり事業を進めていかないといけないということで、工事費に流用しながら、予算を活用しながら事業を進めていくという形で、大きな流用もあったところがございますけれども、委員が言われましたように、できるだけそういった部分を大きな流用はないようにまた努力していきたいと思っております。

○委員（平原志保君）

口述書の2ページなんですけれども、予算のときにもちょっとお伺いしたような気がするんですが、公有財産購入費で1,432万2,000円ということで、松永に資材置場用地を取得していますけれども、こちらの資材置場を使うことになったことでの効果というか、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この松永の資材置場につきましては、今、河川の寄り洲除去なども多くの箇所で行っておりますが、その寄り洲を上げたものをストックすることもあります。それとあと、そこで持ち出してその資材置場を利用しながら、仕分けをしてまた持ち出すという、川から一気に持ち出すこともできるということで、去年は春山線の災害復旧がありまして、その工事でも使用しましたし、寄り洲関係のほうでも業者も利用しております。今、その寄り洲を完全にためてしまえば、もうちょっとその置場が動かなくなるものですから、今は置いてまた持ち出すという手間が、その場所で早くできるという有効利用をしております。

○委員（宮内 博君）

関連いたしますけれども、現状を見ると、もう資材置場ではなくなっているような状況ですよ。いわゆる今後の宅地造成、あるいは事業者などを誘致するための、そういう土地として活用するような形で整備をされていると。もうほとんど野積みになっている土砂等は見られないという状況なんですけれども、フラットになっていますから。だから、資材置場という表現がいつまで許せるのかなというふうに思うんですけれども、実際にはもう、最近、寄り洲除去なども県の事業で、日当山中学校の裏などはかなり大規模に除去はされているんですけど、ここの土砂は対岸のほうの削られた部分を補強するために活用するという形で利用されていますけど、持ち込まれた形跡というのは、余り見ることができなくて、実際、春山線の工事のときには持ち込みがあったのかなというふうに見ることができたんですけども、今後も資材置場という形ですと活用するという方向性なんですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

まず、我々が事業をしていく中で、残土を利用する場合とか、あと、言ったように災害が起こった場合に、いかにその木材であったり、その土砂を一時的に置くことによって事業をうまく進めるということで、ちょうどあそこについては養鰻場のあとが造成されていまして、あその土地を使わせてもらうことで、仮置場にして再利用できるとかいう形がございますので、引き続き、私どもとしては使っていきたいというふうに考えています。ただ、庁内の中で、例えば誘致企業とか、そういう話があったときにはまた協議をして、そういった活用ができるのであればそういったところもあるかなというふうに考えておりますけども、我々としては、各地にそういった置場ができるというのは後々、事業を進めていく中で非常に大切なことなので、今後もあそこについては、一応、私どものほうでは使いたいというふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

随所にそういった活用ができる土地を持っているというのは大事なことの一つなのかなというふうに思いますけれども、かなり面積的にも広いですからですね。それで、余りそういう資材置場として、頻繁に活用されているという状況を最近は見ることが少なくなっているということを感じましたので申し上げたところなんですけれども、一応、現在のところは一定期間、資材置場として活用していくという方向性で進めるという理解でよろしいですね。

○建設部長（猿渡千弘君）

私どもとしましては、そういう形で活用していきたいというふうに考えています。資材置場という表現が正しいのかあれなんですけど、当然、工事では側溝であったりとかそういった撤去品とか

いう部分なんかもちよっと仮置きに使ったり、一部そういうのが再利用できるようであれば、修繕等に使ったりとか、いろんな形ではできるのかなというふうには考えております。

○委員（宮内 博君）

天降川の堆積土砂の除去というのは、かなりの土砂が搬出されるということになりますので、そういう受入れの一部を担うという点では大変大事な役割も求められるのかなと思いますので、ぜひそういうのにも積極的に活用していただきたいと思います。それで、次の101ページの公園費の関係でお尋ねしたいんですけども、城山公園の改修の現地調査をさせていただきましたけれど、観覧車を利用した若者から、子供連れで観覧車に乗ったけれど、下の景色が全く見えなくなってるというようなことで、観覧車の魅力が非常に損なわれてるというふうに苦情をいただきました。現状の認識と今後の計画の中にそういったのが入っているのかどうかお聞きしておきます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

観覧車につきましては、やはり曇っていたということで、昨年度、アクリル板は全て取替えを行って、景色が見えるようになっております。

○委員（新橋 実君）

今の城山公園のところの関連ですけども、今、管理であるところは指定管理者が管理されてるわけですけど、利用状況ですね。どれぐらいの方が利用されてるのか、その辺わかりますか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

ただいまの質問でございますが、昨年度、令和2年度で、利用者で11万2,338名の方の御利用をいただいております。これが過去最高の利用者の数となっております。

○委員（新橋 実君）

あそこは駐車場を下にも造ったんですけども、あの上の駐車場ですよ。あれはどれぐらいありますか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

申し訳ございません。ちょっと今手持ちで資料を持ってきておりませんので、後ほど回答させていただきますましたら助かります【19ページに答弁あり】。

○委員（新橋 実君）

この間もちよっと現地でお話をしたんですけども、非常にですね、上が足りないから下に駐車場を造られたと思うんですけども、なかなか、下に停めて上がっていくのが大変だということで、ピストンで何か車で、指定管理者の人が運搬されるという話を聞いたんですけども、やはりちょっと上のほう、何とかこう改良して駐車場を整備する必要があるのではないかなというようなことも考えるんですけども、その辺についてはどういうふうにご考えていらっしゃいますか。あそこは本当に場所が非常に良い所なんですよね。上野原のあそこもありますけれども、やはり多くの方が、今言われました11万人と言え、非常に天気がよければ多くの方がいらっしゃるわけですけども。その辺についてはどういうふうにご考えていらっしゃるのか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

ただいま、お話にもありましたように、第1駐車場、上のほうがですね、いつも満車になって混雑しているということで、また第2駐車場のほうを御利用いただくために、シルバー人材センターのほうも、実はワンボックスの購入といたしますか、リースをしております、準備はしたんですが、今回のこのコロナの関係で、ちょっとやはり10人満員で乗せてくると密になるということで、ちょっと運用を止めているような状況です。今、我々のほうも、第1駐車場といたしますか上のほうの整備というのはなかなか面積が、場所がなくて厳しいという面がありまして、第2駐車場から第1駐車場といたしますか上の公園のほうに、何とか人をうまく乗せてくる方法をどうにか考えないといけないなということで、検討している途中でございます。

○委員（新橋 実君）

あそこは霧島市にとってもメインの公園でもありますので、下の駐車場からケーブルカーを付けて上まで走るような。そんなに距離はないわけですから。やっぱりそれぐらいの設備を造ればまだ多くの方が行かれると思いますよ。やっぱりそういう考えがあるのかどうか、部長どうですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

今、非常に城山公園が利用されているということで私もうれしい悲鳴なんですけれども、駐車場につきましては当然上がいっぱいということで下のほうに整備したところでございますけれども、やはり結構急な坂でございますので非常に大変なところもあるのかなと思っておりますが、今、言ったように、指定管理者を選定する中で、指定管理者のほうからピストンで運ぶという提案を受けまして、そういったところも評価されて、シルバー人材センターに決まったところもあるんですけども、今言ったようにコロナの状況もありまして、なかなかうまくいってないところがあるんですが、今委員が言われましたケーブルカーができるとは言いませんけども、何らかの形で何かできないか、大切な公園ですので、検討してまいりたいと思います。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

先ほど質問のございました、駐車場の収容台数ですけれども、上の第1駐車場が115台。第2駐車場が153台になっております。

○委員（新橋 実君）

上野原の公園より多分少ないと思いますよ。だから、もうちょっと、何とか指定管理者のほうとも話をして、担当のほうで。何とかもうちょっと整備というか、考えを変えてもらって対応していただくように、要望しておきますので、お願いします。

○委員（池田綱雄君）

今の関連ですが、上のほうが115台だったですかね。下が153台。結構、上と下は距離があって、勾配もありますよね。上が満杯だよというような印が出ますかね。上に行っていっぱいだったと。また下りてきて、下にとめて歩いていくというようなことにならんかなと思うんだけど。そういう親切の心からですよ。どっかにか、今、上の駐車場は満杯ですとか、何かそういう印とか出ますか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

シルバー人材センターのほうで大駐車場のほうが満杯になりましたら、下のほうの第2駐車場の手前に、第1駐車場は満車ですという表示を出しております。

○委員（池田綱雄君）

分かりました。子連れなんかですよ。1回下りてきて上がるのは大変だから。ぜひそういうの見える場所に設置していただきたいと思います。都市計画課のお尋ねいたしますが、新川北線について、用地調査を実施し、建物など補償の交渉を進めることができ、事業の進捗が図られましたというふうにあるんですが、令和2年度で用地取得や建物補償が何件できたのか。まずそこからお尋ねします。

○都市計画課長（三島由起博君）

令和2年度中につきましては、建物等もそういう調査をしております、契約が成立した件数としては実績がございません。

○委員（池田綱雄君）

1工区分で何件用地、あるいは建物補償が残っているのか、お尋ねします。

○都市計画課長（三島由起博君）

残りの事業用地の取得ができていない部分が7筆ございます。

○委員（池田綱雄君）

令和2年度の新川北線の予算は幾らだったんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

当初予算で3,821万6,000円でございます。

○委員（池田綱雄君）

用地と建物補償が1件分で幾らぐらいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

平均的な数字は算出したことにはございませんけれど、私の感覚としましては、やはり1軒まるまる移転するような場合は3,000万円を超えるような金額が必要になってくるかと思います。

○委員（池田綱雄君）

1件で3,000万円を超すと。そうすると7軒あれば今のような予算の付け方をすれば、あと7年掛かると。最初の計画の時点で地域への説明では、平成27年には3工区に入るよと説明していますよね。私もあの辺を回れば大変怒られるんだけど。1工区が終わるのは、何年ですか。何年後に、3工区に入るんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在の事業認可区間は令和6年度を予定しております。それと、先ほどの池田委員がおっしゃった、1軒当たりの建物補償費、用地補償費に掛かる費用というのが、3,000万円を全部超えていくというふうなことをおっしゃったんですけども、この7筆のうち、全てが建物までかかるものではございませんで、例えば駐車場が一部かかったり工作物が変わったりする部分が多くありますので、全てが3,000万円を超えるような費用は掛からないところでございます。

○委員（池田綱雄君）

今のような予算の付け方で令和6年、あと3年ですよ。7年はかかるでしょうか。7軒まだ移転をさせないといけないわけだから。だから、予算をたくさん付けて、ぜひ、もうそれ以上は長くなるように計画をしていただきたい。それと、今後この2工区については、防衛省の予算でするように、ほぼなったんですが、これについて、来年度から、もうむしろ今からもう事業が進む。来年度から事業に入ると思います。事業が一つ増えるわけですが、今の人員でできるのかどうか、部長どうですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

今の人員でできるかと言われますと、非常に厳しいのは正直あります。ただ、今の職員の中で頑張っていくしかないというふうには考えております。

○委員（池田綱雄君）

人員で頑張って頑張ればいいけど、仕事一つ全く、同じような仕事が増えるわけですから、私は今の陣容ではできないんじゃないかなと思いますので、早めの手当てをよろしく願いいたします。

○委員（宮内 博君）

105ページの土砂災害から住民の生命財産を守る活動の関係ですけれど、口述では、県営事業で行われている土石流や土砂の流通などの急傾斜地関連事業、10件の砂防関係事業が行われたということで市が負担金を出したということでもありますけれども、県が事業主体になるわけですけれども、負担金を出さず当たって、どういう関わりを霧島市としては持っているのでしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

県営事業につきましては市のほうが、基本的には、要望を上げまして、県営事業の採択要件に見合うものであれば、県のほうで、事業を採択されるということになります。あくまでも市としては、要望する立場でもあります。その分の10分の2とか、その事業によって負担金は違いますけれども、その分の負担を相応なりにしていただくという形で市のほうも負担してくださいということで、国、県、市で一応負担金をそれぞれ、分担するという形になっております。

○委員（宮内 博君）

市のほうで要望を上げるということですが、過去にそういう事業が行われたところは、どういうふうに市は関わっているんですか。

○土木課長（西元 剛君）

先ほど言いました要望とそれと県としては、事業ですので、地権者がおられます。その中の地権者の同意とかそういうものも市のほうで、一応集めると。同意書をそろえて、県のほうに申請を出す。要望を出すという形になっております。

○委員（宮内 博君）

それは鹿児島県が山地災害危険地区のマップを示しておりますけれども、それを当然、一つの基準にして申請をするというようなことになっているんですか。

○土木課長（西元 剛君）

急傾斜、いろいろ危険箇所というのはあるんですけども、危険箇所自体は、言われます30度以上で、10m以上でとか土砂崩壊が起こりうる箇所でございます。その下に人家等があるとか、公共施設があるとか、そういうところを県営事業でまず優先的に整備していくという形になっております。

○委員（宮内 博君）

この前一般質問でも申し上げましたけれど、嘉例川の大規模メガソーラー建設の現場っていうのは、県の山地災害危険地区マップにも示されておまして、それで山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区に指定をされているところで、もう昭和42年から治山工事が行われているところということなんですよね。そういうところに、ああいう大規模なメガソーラーが形成されるということになると、当然山地崩壊、土砂崩壊等を引き起こす要因にもなりうるわけですけども、そういう危険を察知したときに、市としてはどんなふうに、令和2年度中は対応されたんでしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

今言われましたメガソーラーのところにつきましては、山腹崩壊、危険箇所ということで全然主管課がちょっと違う林務のほうになるんですけども、市としての関わりとしては、あくまでも県のほうにそういう申請がございますので、それに対して意見書等も回ってまいります。その中で、どういう対策をとってほしい。あくまでも意見書ですので、こういう危険性がありますから、こういう対策をとってくださいねという要望は県に差し上げております。その中で、業者と県と市で協議をする中で、対応していくという形になるかと思えます。

○委員（宮内 博君）

確かに農林水産部のほうの直接の管轄であるけれども、ただ、市民の側にとってはどこが管轄をするかっていう話じゃなくて、役所の都合でそういうふうになっているわけでありまして、現に被害が発生しているということでもあるわけです。それで、要因の一つに排水路が非常に狭かったということで、そこに一気に土砂が流れ込んで、かぶせてあった蓋もはね飛ばして、流れ出すという。恐らくこういう工事の関係は土木のほうの関係も当然出てくるのかなっていうふうに思うんで、ぜひ連携を取っていただいて、その辺の危険のある所については、未然に防止するための事業者への指導とか、そういうのを徹底していただきたいということを要請しておきたいと思っておりますけれども、部長の見解があれば、お聞かせください。

○建設部長（猿渡千弘君）

メガソーラーの計画につきまして、当然、市のほうにも意見書を求めてきていますので、立場立場で、ちゃんと意見を述べて、安全対策、こうしてほしいという形をお願いしていきたいと思えます。また、これから嘉例川のあそこにつきましては、未然に防げなかった部分で、工事に入る際、まず調整池とか、そういうところから入らないといけないところが、一部ほかのところを工事して

いたというのもしきましたし、確認しましたので、そういうところを改めて我々としても、そういった安全対策をちゃんと講じるように、今後またお願いしていきたいというふうに考えています。

○委員（新橋 実君）

114ページ、都市計画課にお伺いしますけれども、先日、隼人駅のほうのバリアフリー対策として、スロープの設置とエレベーター設置について現地を確認させていただいたのですけれども、それによって今まで外部から入れたトイレが、市民の方から使えなくなったというような苦情があるわけです。それについて、JRのほうの補助金も使って、もちろん工事はされていると思うのですけれども、その辺についてはどういうふうな形で考えてらっしゃるのかお伺いします。

○都市計画課長（三島由起博君）

トイレの改修に関係しては、バリアフリーの補助金の中でその費用を、トイレのところほどの程度使っているかちょっと承知しておりませんが、バリアフリーの中で改修がされたというふうに考えております。今、都市計画課のほうでは、隼人駅周辺地区の整備ということで、東側のほうにまた、駅前広場を計画しておりますので、そこにトイレを新設する形で計画をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

だから今の西側にトイレがあって、中に入らないと使えないわけですが、今までは市民の方々が、待合室やらいろんな形で使っていたわけですね。それを使えるような形では、対応できないのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

基本的にはJRの施設を利用させていただいたという状況でございまして、当時、ちょっと聞いた話なのですが、駅利用者以外の方も申出があれば、トイレを使えるような形で運用したいというようなことは聞いております。

○委員（仮屋国治君）

100ページ、道路アダプト制度事業についてお尋ねを致します。アダプトが好きなものですから。道路アダプト、河川アダプトの約半数ということになるわけですが、2年度に脱退が1団体、休止が1団体、13団体が新規団体ということですが、どういった団体なのか、13団体は、傾向としてはどういう団体なのか確認をさせてください。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

13団体の新規登録団体の内訳ですが、自治公民館が3団体、自治会が3団体、あと残りは自由意志団体7団体という内訳になっております。脱退のほうの団体は、一つは消防団、休止団体については、地区の自治会というふうに確認しております。

○委員（仮屋国治君）

高齢化が進む地域の脱退が多かったのかなというような感じで思っていたわけですが、それにしても13団体が増えてきたということはいいことですが、今年みたいに雨が多きときは年2回のアダプト作業だけではなかなか追いつかないのではないかなと思ったりするのですが、その辺で改善点というようなことは何か考えていらっしゃいませんか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

アダプトの要綱としましては、年2回以上の草刈りをお願いしているところで、ほぼ2回の団体も多い中でございます。その中で、カーブ区間とかそういうところで草がその作業前に繁茂した場合は、またうちの課で部分的には草を刈っているのが現状でございます。

○委員（仮屋国治君）

ということになりますよね、やはり。行政がやる部分も出てくるのだろうというふうに思うのですけれども、2回の場合もあれば、4回の場合もあればとか、そういったパターンで委託の金額を

考えられることもいいのではないかと思います。これ一つ提案として申し上げておきます。それと、101ページの都市公園管理事業、委託料4,100万円。国分隼人の都市公園で4,000万円ほどかかっているのですが、よく私もこれについて質問させていただきましても、1か所で年間に大体100万円ほど掛かっているのではないのかなあと思うわけですが、1か月の作業内容としては、どのような作業を委託なさっているのかお知らせください。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

1か月といいますか、1年間の話として話をさせていただきますが、草刈りのほうが、通常2か月に1回、それから多いところでは、それ以上の回数、草刈りをしていると思います。あと、トイレ等のある場所につきましては、トイレ清掃を週2回は実施をしているというような形をとっております。あと、もちろん公園の清掃等も行っておりますので、それ以外の除草とか、虫が発生した場合、桜などに毛虫が出ているという場合は、農薬散布とかしていただいているような状況です。

○委員（仮屋国治君）

都市公園の特性からいってなかなか、その周辺の草が道路にはびこるというような場所ではないというふうに思っておりますけれども、経費の縮減という意味では、地域のことは地域でということで、都市公園アダプトが私は考えられないかといつも思っておりますけれども、そうしますと、1か所にかかる費用が半分以下、それ以下にでも抑えられるというふうに思ったりもするわけですが、それと都市公園の周りにはまだ若い方々も多いのではないかというところからいくと、都市公園アダプトみたいなものも考えられないか。地域で管理をしてくださるような公園を一つでも多く増やしていくということはできないかと思うわけですが、部長いかがですかね。

○建設部長（猿渡千弘君）

確かに今、委員が言われましたように、公園アダプトというのも非常にいいアイデアなのかなというふうに感じたところがございますので、ちょっと検討してまいりたいと考えています。

○委員（山田龍治君）

今の仮屋委員の提案がありましたけれども、一つ私も提案を。スポーツ少年団が団の運営するときに、廃品回収をしたり、いわゆる自分たちで物を売ったりしながら、その費用を確保したりしているのを聞いたことがあります。できれば、そういう少年団の方々と父兄さんも含めて、そういったものに協力をしていただければその資金を提供して、公園管理を維持するみたいなものもできないのかなと思ひまして、道路アダプトも含めてなのですが、こういったものを取り入れると、資金に大分苦しんでいる少年団の方々もいらっしゃるので、遠征費とかいったものを、こういったもので協力をすると、遠征費の協力をしますよというのもいいのかなと思ひましたので、考えていただければどうかと思いますけれど、部長いかがでしょうか。

○建設部長（猿渡千弘君）

私ども、この道路、公園の維持管理については非常に苦慮しているところがございますので、今、非常にいろんな意見があるのだなというふうに感じたところがございますので、そういった意見を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○委員（鈴木てるみ君）

成果表の105ページですが、県単急傾斜地崩壊対策事業についてお尋ねいたします。確か広報紙に掲載されていたのですが、今日、崖崩れの地域に住んでいる方たちに対しての住民説明会が行われていると思うのですが、私もそういう地域に住んでらっしゃる方にこういう説明会がありますので行ってみられたらどうですかと案内したところなのですが、これによりますと、令和2年度は、横川1件、隼人が2件ということだったんですが、あと何件ぐらいがまだ残っているのか、お尋ねいたします。

○土木課長（西元 剛君）

砂防法の危険箇所、イエロー、レッドゾーンにつきましては、第1回の調査は、県のほうはもう終了しております。その中で、今現在、住民説明会等を行って、あと公示公告をした後に、指定をするという形になっております。

○委員（鈴木てるみ君）

あと、残り工事をしないといけないところは何か所ぐらいあるのでしょうか。

○土木課主幹（八重山純一君）

県単急傾斜、市が県から補助を頂きながらしている部分なのですが、令和2年度まちづくりとかいろんな部分を含めまして、今のこの3件を含んだ形で8件ございます。今後、まちづくり計画が出てきますと、それがまた数が増えたりとかする状況であります、現在のところは8件で、令和3年度になりますと6件となっております。

○委員（宮内 博君）

109ページの住宅新築資金の関係でお尋ねしたいと思います。当年度の現年度調定額は31万9,896円ということで、満額収入済額で計上されているわけですが、問題は過年度分ですね。これをどうするのかということですが、ほぼ、現年度分については、償還の完了が近いのかなというふうに思いますけど、まずそのところからお願いします。

○建築住宅課課長補佐（杳田信幸君）

新築資金で借りられ、滞納された方は亡くなっている方や生活保護で年金暮らしの方が大半であり、納付が困難な状況でありまして、今の若い方、若い方と言われて50代後半になりますけど、債務者を中心に納付指導を行っています。直近で成果があって、192万円を納付していただいたこともあります。年金暮らしの方には年金支給時にですが、少額でありますけども、納付をいただいております。今後、長期間納付が滞っている債務者には粘り強く納付指導を行っていく必要があると考えております。

○委員（宮内 博君）

実際、過年度分の徴収率は0.67%ということでの報告ですよ。それで、調定額1億5,700万円ほどということであるのですけれど、現に建物そのものが、どういう状況になっているのかということでお尋ねしたいのですけれど、この過年度分の新築分が1億5,700万円、改修分等含めて2億7,000万円ぐらいになっているのですけども、現状は、この建物そのものはどういう状況になっているかというのを報告はできますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現状としまして、建物は大部分が残っているところですが、火災でなくなっているところとか、大分、老朽化が激しく、傷みの激しい住宅、そういうところが数件あるということです。

○委員（宮内 博君）

この事業は、同和対策事業で取り組まれた事業で、当初から相保証の問題であるとかというようなことなどが、旧隼人町で大変な議論になったそういう経過もあるものでもあります。それで実際に施策が本当に事業の目的にかなっていたのかということもあって、逆に差別を広げるといって、結果的にそういうことにつながる事案にもなったのではないかとということでも議論をしてきたところです。それで火災等で焼失をしたというのは当然それはもうなくなっているだろうというふうに思いますけれども、先ほど少しありました相続も当然されていないところもあるでしょうし、どっかの時点で清算をしていかなきゃいけないというふうに思うんですけども、それは一定の方向性があるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅新築資金につきましては、この債務を取り消すということにつきまして、議会の承認を得ないと、債権放棄はできないと考えているところです。ただこの決算の令和2年度で返済が終了しま

して、これからは現年度がなくなると、過年度だけになってきます。もう既に完納された方もいらっしゃると思います。そういう方もいらっしゃると思いますので、今この時点で債権を放棄するという考えはありません。やはり、きちっと返されている方もいらっしゃると思いますので、これは亡くなっている方やいろいろあるんでしょうけれども、これからやはり、まだ債権を徴収する、徴収しに行くというスタイルは変えない予定です。これを何年どこまでやるかというのはまだ決まっておりませんが、先にはそういう債権放棄というところも、あるのかもしれませんが、現時点では考えていないところです。

○委員（宮内 博君）

当時の行政側の対応の問題も当然あったわけですよ。先ほど申しあげましたように、相補償の問題とか当然保証人になり得ない方が補償人になっていたりとかいう問題等も、かなり議論をしてきました。しかし、今おっしゃるようにちゃんと返してらっしゃる方もいらっしゃるということもありますので、そこの整合性をどう見出していくのかっていうことでの課題だろうというふうに思いますけれども。その辺、当時の行政側の対応も含めて、どうだったのかっていうことも検証しながら、方向性を見出していきたいということはもう申しあげておきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

建築指導課にお伺いしますけれども、この工作物の確認申請が18件出ているわけですけども、工作物といいますと高さ3.5mを超える大型看板とかいろいろあると思うんですけども、こういったのが霧島市内には結構多く見られると思うわけです。パトロール等もされているということですけども、本当に確認申請をとってされているのか。その辺の確認というのは実際できているのか、その辺どうなんですか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

現実的には、知ってらっしゃるとおり今は確認申請自体が、市が見たり、あとほとんどが今、民間確認機関に流れていますので、これらを、市のほうの分ははっきり分かるんですけど、民間のものをそこまで把握、こちらで現状見ているかと言われると、なかなかということではありますけれども、その辺りも含めて、かねてからやっているというところでもあります。

○委員（新橋 実君）

確認する方法というのはないんですか。しっかり確認ができているのか。確認を出して、取っているのか。看板等非常に多いですね。その辺についてはどう思われますか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

新たに立ってくるものは確認が出て、まず、ほぼ100%だと思っていますけども、過去のやつ、たくさん今立っているような古いやつも相当多分あると思います。それらが全て、本当に確認申請をとって造っているかというのは、なかなかもう調べるとか、そういうことは難しいというところなんです。

○委員（新橋 実君）

先日の市報にも出ていましたけども、看板等を設置する場合はしっかりと標示等も付けなさいというなこともありますけど、あれでもお金を払っていない人も結構いらっしゃるわけですよ。ここに関係するかどうかというのがありますけども、やはり、しっかりその辺をパトロールされているということですので、それはここでされているのかどうかと、ここでもされているということなものですから、私は1回質問したわけですけども、やはりそういったことも、されるべきだと思うんですけど、その辺はどうですかね。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

今の標識というのは多分看板の建てるときに、確認申請とはほかに申請を市のほうにされているその分だと思うんですけども、うちのほうではちょっと所管はしてないところです。その辺りも今

後は注意しながらはやっていきたいなと考えます。

○委員（宮内 博君）

111ページの空き家対策の関係で、前段で議論をされましたけれど、36件の住民からの通報があったということで報告がされているんですが、令和2年度中にこの36件のうち、一定の解決がされたのが10件ということなんでしょうか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

36件の相談がありまして、この中で、今、数字を持ち合わせていませんけども、この27件は、36件の中の一部も入っているかも分かりませんが、これは今までいろいろと相談があった過去のものも含めて、図られたものが27件、令和2年度にあったということです。

○委員（宮内 博君）

報告では、具体的な措置のところでは36件、令和2年度中に相談が寄せられたというふうになっておりまして、それで今おっしゃった27件ではそれも含むということなんですけど、下のほうでは10件申請がされたというのがありますよね。だから、住民側からそういう相談があって、真に、手だてをとらないといけないのが、何件あったかっていうのもあるんでしょうけれども、どれぐらいの相談に対する対応ができたのかということをお尋ねしたいところです。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

空き家の10件っていうのが撤去補助の申請の10件ということになるんですけども、この中には以前から近隣の方から相談があった空き家撤去について助成をした分も含まれています。

○委員（宮内 博君）

そうですね。私がお尋ねしたいのは年間36件受け付けるわけでしょう。その中で、これはもうすぐに対応しなきゃいけないというのが、全部が全部そうではなくて、単なる苦情だけに終わったのもあるのかもしれないけれども、何件ぐらい対応されて、解決の方向に動いているのかという、その部分なんですけれど。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

すみません、36件の中で、現在手元に資料がありませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。[30ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

後ほどお願いします。あと113ページの大規模な土砂造成地の116か所の関係でありますけれども、26か所現地調査をしたということでありますが、この116か所の旧市町ごとの箇所数と、22か所についてはどうだったのかというのをお示しただけませんか。

○都市計画課長（三島由起博君）

全体が、委員がおっしゃったように116か所、市内、対象箇所ございまして、その地区ごとの内訳、今手元に資料がございませんけれども[30ページに答弁あり]、今回、調査をしました22か所の内訳につきましては、国分が7か所、隼人が1か所、溝辺が6か所、横川が2か所、牧園が5か所、福山が1か所でございます。

○副委員長（宮田竜二君）

委員長席を交代します。

○委員長（木野田誠君）

今の件で確認ですが、調査をされて異常がなければそれでいいんでしょうけれども、行政として、どこまで指導できるのか。その辺を教えてください。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在行っています大規模盛土造成地の調査につきましては、まず机上で116か所ピックアップされました。それを、市のほうで、年次ごとに調査しております。ただ、この調査が今回22か所行い

ましたけども、これで終わりではないです、この中で優先度が高いものについてまた詳細な現地の調査、地質調査なりを進めていくこととなりますので、また複数年全体の調査をするには、時間が掛かるというふうに考えています。それと、その指導についてなんですけども、あくまで今の現状としてどういう状況に、大規模盛土造成地があるかということの把握をしている状況でございます、具体的に法に基づいた指導ということまではちょっと。行政指導上のそういう指導はできるかもしれませんが、現状そういう法に基づいたということはちょっと難しいかと思えます。

○委員長（木野田誠君）

ちょっと不満があるんですけども、何か異常があった場合、最終的にはどういう処置になるのか。何もなければそのままでもいいんでしょうけども、そこをちょっと教えてください。

○都市計画課長（三島由起博君）

先ほど申しましたとおり、段階的に116か所ふり分けをしまして、実際その対策工事等が必要な場所が出てきましたら、この部分について、防災区域の指定等の手続を行う必要があります。そうしないとそういう防災工事等ができないというようなことになっておりますので、今後その調査を進める中で、緊急、優先度が高くて、やはり危ない危険な造成箇所があれば、そういった手続のほうに移っていくということになります。

○副委員長（宮田竜二君）

委員長を戻します。

○委員（山田龍治君）

成果の99ページの道路維持のほうだと思うんですが、街路の街路樹があります。この街路樹の伐採は令和2年にどのくらいの金額が掛かったか教えてください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

街路樹の委託は5件発注しております。国分地区と隼人地区、あと溝辺地区と福山で2地区発注しております、1,269万円の執行をしております。[30ページに訂正発言あり]

○委員（山田龍治君）

毎年、この木の伐採はいろいろ要望いただくんですけども、この維持管理費が毎年大体このような金額で推移する。そして地域の方の要望の中でよくあるのが、散った葉の掃除を自分たちがしないといけないというような御相談を頂いたり、あと、道路に出るときに見えにくいとかそういったもの、あと、通学路の場合には、毛虫が落ちてきたとか、そういったものの要望を伐採で頂くんですが、今、県のほうでは、ツツジを含めて、木の伐採を進めているところもありますけど、今後このようなランニングコストを考えたときに、木ごと伐採するような考えはないのかお示しいただきたいと思えます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この虫なんかが出たときはすぐ対応したりしているんですが、言われるようにランニングコストを考えれば、ずっとしていかないといけないところがございますけれども、街並み、景観とか日陰の効果とか、そういう効果もございます。今のところは、街路樹を伐採することは考えておりません。あと、ツツジ関係で県のほうなんかは国道関係で除去しているところがあると思えますけれども、そういう関係であつたら除去はできるのではないかと考えております。

○委員（山田龍治君）

もちろん、CO2とか環境問題の中ではそういった視点は非常に大事だと思うんですけども、今、この場で遠くを見てもらえれば分かると思えますけれども、木がたくさん霧島市には生えておりますし、景観も非常によろございます。なので、年間この1,000万円以上の積立てが10年続けば1億円です。切ることによって、大分経費削減ができるのではないかなと思えますけれども、その辺も県もそういう流れで来ている。国のほうも恐らくそのような流れで維持管理費は来るという流れ

もありますので、ぜひ検討いただきたいと思うんですけれども、部長いかがでしょうか。

○建設部長（猿渡千弘君）

街路樹等につきましては、道路の景観とかそういう形で道路整備に合わせて植樹した経緯がございます。今、委員が言われますように、状況によっては見通しが悪いとか、そういった意見もございます。その中で、これを撤去するという部分で県からも聴いたりするんですけど、地元から何で撤去するのかと。日陰が確保できているのではないとか、撤去してほしいという意見もあるみたいですので、ただ、そういった地域と話をして、安全性を確保するためにないほうがいいという意見があるのであれば、そういった方向も考えたいと思いますし、今言ったように、ある程度維持管理も必要などあるのかなというふうに考えていますので、そこら辺はまた今後、地域とかそういったところも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

土木課長の説明で福島地区排水路整備工事など4件を執行し、浸水被害から住民の生命、財産を守ることができたと、こういうふう書いてあります。この福島地区排水路整備工事というのは、旧隼人と国分の境、隼人の境のほうは天降川まで、隼人のほうがずっと高くなっておって、大雨とか生活排水も福島側のほうに全部流れてきていて、福島を流れるときには大きな排水路ももう満杯になっていて排水が入らんと。だから、福島・松木方面は、あっちこっちで冠水をしていたわけですが、これを、今回のこの福島地区排水路は、道路の新川北線の道路の四、五メートル下に、小さいのは70cm、大きいのは1m60cmぐらいの大きな管渠を入れて天降川に流すようにしております。この前の大雨のときも行ってみれば、ものすごい勢いで天降川に流れているんですが、この効果というのは、私は国道10号まで影響があって、国道10号に流れていたものもこれに流すようになって、最近では、国道があまり冠水しないようになったと思います。そして、松木方面を回りますと、最近は大雨がきても排水路がいっぱいにならないと。どうしてなんだろうというようなことも言われました。だから私が言いたいのは、こんなに大きな成果があるのにこの成果欄に書いてない。こんなのをあんまりそういう成果でそういうのを書くのではないと思いますので、ここに二重三重に赤字でもいいから、私は書くべきではなかったかなと。本当にこれはものすごい大きな事業なんですよ。それと、あと残りがどれくらいありますか。

○土木課長（西元 剛君）

今、交差点の部分まで一応行っておりますので、新川北線に合わせまして、あそこは国分管工の近く、国分管工ですかね、業者さんがいらっしゃる。あそここのところぐらいまでは一応既設と取付けになるかと思っておりますので、残り100mぐらいだと思っております。

○委員（池田綱雄君）

私のほうが詳しい。66mあと残ってるんですよ。それは、今度、自衛隊のあそこまで入ってくるんだけど、私は自衛隊とも話をして、自衛隊の水も60m、66m行けば、自衛隊の敷地内の排水も全部こっちに入れてくださいよと。それはそうさせてくださいということ自衛隊も言うんです。そうすれば自衛隊の中の水がこの排水路に入れば、須戸川の排水対策に十分影響があると思うんです。だから、そういうことで私は自衛隊とは話をしていますけど、市のほうも66m行ったときには、自衛隊の排水もこれに入れてくださいというようなことをしてもらいたいなど。これは要望です。成果をもっと、この次でもいいから大きく書いていただきたい。

○委員（池田 守君）

成果の116ページ、麓第一土地区画整理事業なんですけれども、保留地販売が76%となっておりますけれども、令和2年度での販売実績はどうなってますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

麓第一地区の保留地販売につきましては、令和2年度分につきましては、7区画の面積で2,464㎡、

金額にしまして3,703万9,384円になっております。

○委員（池田 守君）

そうすると、あと何区画残ってますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

保留地の概要を申し上げますと、全体で87区画の2万8,116㎡の処分を行う計画になっております。現在、そのうち8月現在で72区画の2万3,573㎡の処分を終えております。差引きますと、15区画の約4,600㎡の残になると思います。

○委員（池田 守君）

そこで、前のページの公園整備事業なんですけれども、麓第4号公園整備が行われたわけです。

二つ目の公園だと思うんですが、全体で公園は幾つ計画されていますか。

○都市計画課長（三島由起博君）

この麓第一の中では7か所の公園を計画されております。

○委員（池田 守君）

7か所中、2か所ができたということによろしいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

今年度で3か所、供用開始しております。一つが1号公園、一つが2号公園、今回の4号公園の3か所になります。

○委員（池田 守君）

保留地販売とも関連すると思うんですけれども、保留地が販売されて、そこが宅地になって公園を造るというのと、それよりも、公園を造って環境整えて保留地を販売するという手があると思うんですけれども、そういった考えはないですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

これまで都市計画課長が答弁しましたように、3か所公園を造っております。公園につきましては、順次、これからおおよそ令和8年度に全ての公園ができるという見込みで、今、協議をしながら進めているところでございますが、今の御質問で、どちらが先かということは今まで区画整理課でもいろいろ議論がございました。住宅の貼り付きにつきましては、保留地の処分だけではございませんで、個人の方の分譲というのが大きなシェアを占めております。その中で、最近でいきますと、順調に保留地の販売もできておまして、また、個人の販売も順調に進んでいるということですので、どちらが先かということになりますと、並行して今やっておりますので、現在のところ順調といえますか、計画しておいた街並みはできつつあるのかなとは考えております。

○委員（宮田竜二君）

成果表の118ページ、隼人駅東土地区画整理事業なんですけど、これの令和2年度中の具体的措置の中で、収益減補償ということで1件、5,300万円執行されてますけれども、この内容を教えてください。

○区画整理課課長補佐（吉永利行君）

こちらが1店舗、委託で発注したところだったんですが、こちらのほうが貸店舗として今使ってたところ、今回、使用ができなくなったということで、収益減の補償を組んでおります。

○委員（宮田竜二君）

この貸店舗というのは、業種はどのような業種か分かりますか。

○区画整理課課長補佐（吉永利行君）

区画整理をされた区域の中にある店舗なんですけど、大型な店舗というふうに解釈していただければ結構だと思います。

○委員（宮田竜二君）

この上の建物等移転の1件、1億1500万円、これも同じ店舗と考えていいですね。

○区画整理課課長補佐（吉永利行君）

はい、そのとおりでございます。

○都市計画課長（三島由起博君）

先ほど宮内委員から御質問のありました大規模盛土造成地の全体116か所に対する地域ごとの箇所数について御報告申し上げます。国分地区が17か所、溝辺地区が27か所、横川地区が37か所、牧園地区が15か所、霧島地区が14か所、隼人地区が4か所、福山地区が2か所の計116か所でございます。

○建設指導課長（下舞和稔君）

すみません。先ほどの宮内委員からの36件のうちの改善がされた件数が何件あるかというので、一応、10件改善されたということとなっております。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

先ほど山田委員から御質問がありました街路樹委託の金額を訂正をお願いします。5件で1,317万6,790円でございます。おわび申し上げます。

○委員（宮内 博君）

住宅使用料の関係でお尋ねをいたしたいと思います。決算書では26ページになりますけれど、口述のほうでも報告がされているところではありますが、住宅家賃については所得階層区分に、所得ごとに減免基準等が設けられているところでもありますけれども、まず所得階層区分の第1分位の方たちが全体でいかほどを占めていたのか、そのことをお聴かせください。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

世帯の入居者の方たちで、分位の中で1分位となると、約8.42%の方たちがその世帯の1分位に値すると考えております [同ページに訂正発言あり]。

○委員（宮内 博君）

当初予算でもこのことを議論をしております、平成30年の状況では72%というふうに報告はされてるんですが、今の数字は間違いではないですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すみません。今の数字は減免となる可能性がある世帯の数が8.2%ぐらいということで、減免になる世帯の世帯数としては1,199戸になるのではないかと。想定なんですけど、考えているところです。

○委員（宮内 博君）

さっきの、答弁はちょっと修正してもらわないと。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

先ほどの発言の修正を行います。1分位に値する世帯数としますと、4,156世帯の中から、1,199世帯となる模様です。

○委員（宮内 博君）

それもちょっと違うのではないですか。私が申し上げたのは、令和2年度の当初予算の議論の中で、前年度の第1分位世帯数が72%ということで報告がされておりますので、私の手持ち資料もあるんですけど、これは、平成29年3月31日付けのものですけれども、第1分位の所得ゼロから10万4,000円までの割合が77.9%というふうに示されている資料があるんですけど。それからいってもかなり乖離してる。まず、実態がどうなのかというところから議論をしたいから申し上げてるわけでありまして、ちょっと正確にしてもらえませんか。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

今の発言の中で、正確な数字をまだちょっと手元資料で後で精査させていただきますので、その

次の報告でよろしかったでしょうか [同ページに訂正発言あり]。

○委員長（木野田誠君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時06分」

「再開 午後 1時08分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

午前中の宮内議委員の質問に対して答弁のほうが間違っておりましたので、お詫びさせていただきます。宮内委員の質問の内容は一分位世帯がどのぐらいあるかということでしたので、令和2年度末入居者が3,238世帯あります。その中の一分位世帯としましては、2,388世帯が一分位に値します。

○委員（宮内 博君）

率にして73.7%ということになりますけれど、先ほど課長のほうから御回答があった減免が可能な方がこの中に1,199戸いるということによろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この中から、減免対象者数というか月額収入5万円以下の方がいまして、そのほかに生活保護受給者、それから家賃がもともと5,000円以下の方の世帯、そういうところを引きますと、日々、数字は動きますけれども、1,199世帯ぐらいいると思われま。ただ、このほかに、児童手当とかそういうのがありますので、これから、もう少し少なくなるのかなと考えております。

○委員（宮内 博君）

課長の答弁では収入ということでありましたが、公営住宅法上は収入というふうに書いてあるんですけども、所得控除等を差し引いた、例えば、年金収入150万円であれば、前年度の場合は120万円の基礎控除ということで、30万円の所得、月額にすると2万5,000円ということになるので、2分の1の減免対象になるかと思えますけれども、そういう理解でよろしいですよ。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

宮内委員の理解していただいている内容で間違いありません。

○委員（宮内 博君）

それで1,199戸あるわけですけども、実際に申請によって減免された戸数は、令和2年度中は何戸ですか。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

令和2年度の申請件数としましては、減免で102件申請いただいております。金額にしまして623万4,700円です。

○委員（宮内 博君）

入居者に対しては、収入申告をするようにということで、年に1回ですかね、そういう書類を書いて提出するようにということが求められているというふうに思いますが、申請すれば減免できるという、この内容についてはどういう形で周知をなさっていらっしゃるのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すみません、先ほど、うちのグループ長のほうから、申請件数が102件ということでしたけどそのうち、承認できたのが101件、金額のほうで623万4,700円ということになります。周知の方法ですが、年3回行っております。年3回文書にて通知を行いまして、家賃の減免相談について、病気や失業等により著しく収入が減少し、家賃の支払いが困難になる場合には相談してくださいということで、

こちらに来ていただいて相談していただきたいということと家賃減免になる場合もありますという書き方がしてあります。

○委員（宮内 博君）

先ほどあったように、公営住宅法上はその収入というふうに書いてあるんですね。ただ、現実には所得なわけで、恐らく、市役所のほうからの年3回の周知もそういう形で記載をしているのかなと思いますけれど、具体的に事例等も紹介して、お知らせしているということにしてるんでしょうか。収入ではなくて、実際所得なんですよということなども含めて。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、年3回やっているものはやはり減免の早期支払いが困難な場合には相談をしてくださいという書き方がしてありまして、相談があった場合には、詳しい内容を答えていくということです。

○委員（宮内 博君）

対象件数からすると10%にも満たないという状況の報告でありますので、ぜひ、その周知の仕方についても、もう少し工夫を凝らしていただきたいということで求めておきたいと思います。

○副委員長（新橋 実君）

先日、ほかの課で聞いたんですけども、工事契約の実施状況で土木課とか建築住宅課とか、都市計画で、契約の方法が土木課は条件付き一般競争入札と建築住宅課は一般競争入札、都市計画も一般競争入札になっているんですけども、土木課で言われる条件付き一般競争入札は何なんですか。どういう条件が付いているんですか。

○土木課長（西元 剛君）

基本的には条件付き一般は業者にA B Cのランク付けがございますので、ランクで区切っての一般競争入札という形になります。

○委員（新橋 実君）

建築住宅課とか、都市計画課については、その条件はついてないという理解でいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

うちもどこもだと思んですけども、条件付きというその条件が、市内の業者でAランクですよ、Bランクですよ。その中で入札に参加したいところはしてくださいということです。その条件というのが、こちらのほうからAランクですよ、建築のBですよとかという、その条件を付けていますので、どの課も同じということになります。

○委員（新橋 実君）

もう揃えたほうがいいのかと思うんですよ。向こうは一般競争入札ということで揃えたんですけども。全て一般競争入札であるわけだから。別に市内の業者は入っているわけだから条件が入るのは、いろんな市外が入ったり、あるいは中身にいろんな制約があったり、そういう時は条件付きとか、いろいろあると思うんですけども、一般競争入札という形で統一したらどうですか。

○土木課長（西元 剛君）

基本的には、逆に指名委員会の中では、そういう条件を付けますので条件付きの一般競争入札という形で公示はしてあります。

○委員（新橋 実君）

例えば土木の場合は、今言われるように、2,000万円ぐらいの工事が条件付一般競争入札になっていますけども、都市計画の場合は、四千何百万円の工事は、例えば一般競争入札になっているわけですよ。建築の場合も2,000万円というようなものが一般競争入札になっていますけども、違いがあるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すみません、全く違いはございません。書き方が、うちと土木課と違ったということで、今後統

一していきます。

○委員（宮内 博君）

118ページの駅東土地区画整理事業の関係でお尋ねをしたいと思いますが、ここの進捗率が53.5%ということですのでけれども、ほとんどが田んぼであるわけですので、用地造成については天降川の堆積土砂の活用も含めて造成も行いたいということで説明がされた経過があるんですけど、令和2年度中に、そういう形で活用されたのは、何㎡ぐらいになるんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

委員がおっしゃるように、駅東につきましては、ほとんどが盛土工法ということでかさ上げを行います。それについては、今話がありましたように、いろいろな公共事業等を活用して、土を入れている状況でございますが、今手元のほうに、令和2年度で入れ込んだ、流用土は、手持ちではございませんが、やはり令和2年度におきましても、県のほうの事業等の土をこの地区へ流用土として、活用させていただいている状況でございます。

○委員（宮内 博君）

後で資料を頂きたいと思いますが [45ページに答弁あり]、実際に、堆積土砂の撤去をするけれども、その撤去した土砂を持ち込む先がやはり有料で処分をしなければいけないということもあつたり、またその場所が非常に限定されるというようなことがあつたりして、一つは進まない要因にもなっているということが説明されたこともあります。それでそういう公共事業で出たところからの土砂を有効に活用するという経費節減にも当然なりますし、同時にその事業の進捗にも貢献するということになりますので、積極的に、今後の土砂活用については導入していただきたいというふうに思いますけれども、部長の見解をお示してください。

○建設部長（猿渡千弘君）

事業を進める中で、残土処分というのは非常に大きな割合を示しております。建設部だけではなくて、全ての工事について県と連携を取りながら、うまく残土を活用していきたいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

今、非常に雨が多かつたりして、それはもう言うわけですが、こういう土木災害があつた場合、令和2年度もあつたわけですが、やはり自分たちでやっぱり現地を確認する場合、消防局等ではドローン使つたりして研修をされているということなんですけれども、建設部でやっぱりそういう研修も必要じゃないかと思うんですけど、この令和2年度、そういう研修とか、第一工科大学の先生がされているということなんですけれども、そういう研修をされた経過とかそういうのはなかつたのかどうか。そういう計画はあるのかどうか。やる気持ちがあるのかどうか、お願いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

ドローンの研修というのがありました。それに参加した方もおります。実際、災害が起きた場合、人間では行けない場所も多々ありますので、ドローンの導入というか、そういうのができれば、早い対応もできるかなと思っております。

○建設部長（猿渡千弘君）

確かに現地で確認できない部分もありますので、ドローンを活用することによって把握できる部分があります。今、結構コンサルタントもドローンを結構持っていらつしやいますので、そういった委託の中で、活用していきたいというふうには考えています。

○委員（新橋 実君）

もちろんコンサルもですけども、やっぱり自分たちも勉強するということが現地を確認するためにも職員が先に行くわけですので、研修していただいて、勉強していただきたいと思うんですよ。令和2年度で何人ぐらいの方が研修されているんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

私の記憶では令和2年度に参加した者はいなかったと思います。毎年こういう研修がありますので、そのときは積極的に参加できればと思っております。

○委員（新橋 実君）

部長、今言いましたように、コンサルも大事ですけども、やっぱり、今後は、建設部、農林水産部いろいろありますけども、やっぱりそういったところでも、しっかりとこういう研修もしていただくように、これは全体のことですけれども、そういう活動もしていただきたいと。研修をしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時24分」

「再開 午後 1時27分」

△ 議案第90号 令和2年度霧島市水道事業会計決算認定について

△ 議案第91号 令和2年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第90号、令和2年度霧島市水道事業会計決算認定について、及び、議案第91号、令和2年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第90号、令和2年度霧島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。事業概要につきましては、配水管等の新設及び増径・老朽管等の布設替工事として、市道西光寺～南十三塚線外30件、延長8,128mの工事を実施し、管網の更新及び耐震化をすすめました。また、設備更新工事につきましては、つつじヶ丘ニュータウン水位計設置工事、国分木原地区田代水源地施設整備工事等の整備を行い、安定した給水能力の維持に努めたところです。業務実績につきましては、年度末給水人口は昨年とほぼ変わらず12万930人ですが、年度末給水件数は6万402件で481件増加しております。年間総配水量は1,696万8,709^mで、一日平均配水量は4万6,490^mとなり、前年度に比較して380^m増加いたしました。なお、年間総有収水量は1,497万9,068^m、有収率は88.27%で、前年度に比較し0.66ポイント高くなっております。次に、経営成績につきましては、税抜きで総収益22億2,402万513円、総費用16億8,544万3,689円、差引き5億3,857万6,824円の純利益で、前年度より592万4,493円、対前年度比1.1%の増となっております。また、収支比率におきましては、総収支比率、経常収支比率とも132.0%となり、前年度の比較では、総収支比率、経常収支比率ともに0.4ポイント高くなっており、ほぼ良好な経営状態が保たれているものと考えております。以上、概要を申し上げましたが、今後も企業会計の原則である独立採算制の堅持と公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、水道施設の維持管理及び必要な整備を行ってまいりたいと存じます。なお、詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明申し上げます。次に、議案第91号、令和2年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について説明申し上げます。本議案は、令和2年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。令和2年度霧島市水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきまし

ては、前年度からの繰越利益剰余金 1 億, 171 万 7, 490 円と当年度純利益 5 億 3, 857 万 6, 824 円の合計額 6 億 4, 029 万 4, 314 円に、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額 3 億 8, 171 万 4, 886 円及び減債積立金取崩し額 7, 530 万円を加えた 10 億 9, 730 万 9, 200 円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち 1, 900 万円を減債積立金に、5 億 671 万 4, 886 円を建設改良積立金として処分し、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額と、減債積立金取崩し額の合計 4 億 5, 701 万 4, 886 円を資本金に組み入れ、残額 1 億 1, 457 万 9, 428 円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

議案第 90 号、令和 2 年度霧島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。霧島市水道事業会計決算書をお開きください。1 ページから順に説明してまいります。決算書の 1 ～ 4 ページは、水道事業決算報告書で、金額は税込表示となっております。1 ～ 2 ページが収益的収入及び支出で、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出となります。収入は、給水サービスの提供の対価である給水収益等で、支出は、給水サービスの提供に関し、必要な人件費、修繕費、動力費等の費用であります。収入の第 1 款、水道事業収益の決算額は 19 億 8, 043 万 5, 035 円で、対予算比は 102. 2%、うち仮受消費税及び地方消費税が 1 億 7, 297 万 4, 741 円です。第 2 款、簡易水道事業収益の決算額は 4 億 4, 687 万 8, 146 円で、対予算比は 101. 5%、うち仮受消費税及び地方消費税が 3, 031 万 7, 927 円です。なお、収益的収入の決算額は 24 億 2, 731 万 3, 181 円で、対予算比 102. 0% となります。次に、支出の第 1 款、水道事業費用の決算額は 13 億 1, 387 万 4, 375 円で、対予算比が 88. 9%、うち仮払消費税及び地方消費税が 3, 787 万 8, 818 円です。第 2 款、簡易水道事業費用の決算額は 4 億 8, 505 万 8, 532 円で、対予算比が 88. 1%、うち仮払消費税及び地方消費税が 1, 551 万 5, 400 円です。なお、収益的支出の決算額は 17 億 9, 893 万 2, 907 円で、対予算比 88. 7% となっております。また、収入から支出を差引いた額は 6 億 2, 838 万 274 円になります。続きまして、3 ～ 4 ページの資本的収入及び支出です。資本的収支は、住民に対するサービスの提供を維持するための施設整備費用及びこれらに要する資金であります。収入の第 1 款、水道事業資本的収入の決算額は 300 万円で、消火栓設置にかかる一般会計負担金となっております。対予算比は 72. 5% です。次に、支出の第 1 款、水道事業資本的支出の決算額は前年度繰越額を含め 8 億 1, 946 万 5, 735 円、うち仮払消費税及び地方消費税が 5, 485 万 7, 002 円で、翌年度繰越額は 5 億 5, 820 万 8, 410 円となっております。第 2 款、簡易水道事業資本的支出の決算額は 4 億 8, 818 万 4, 761 円、うち仮払消費税及び地方消費税が 3, 461 万 6, 246 円で、翌年度繰越額は 2, 929 万 6, 850 円となっております。資本的支出の決算額は 13 億 765 万 496 円で、対予算比は 92. 7% です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 13 億 465 万 496 円は、当年度分損益勘定留保資金 7 億 5, 816 万 2, 362 円、減債積立金取崩し額 7, 530 万円、建設改良積立金取り崩し額 3 億 8, 171 万 4, 886 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8, 947 万 3, 248 円で補填しております。続きまして 5 ～ 6 ページの損益計算書です。これは 1 年間の企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載したもので、収益的収支を税抜で表示しております。営業収益は 20 億 5, 246 万 2, 816 円で、営業費用が 16 億 5, 461 万 2, 075 円となっており、営業収益から営業費用を差引いた営業利益が 3 億 9, 785 万 741 円となります。次に、営業外収益は 1 億 7, 152 万 5, 500 円、営業外費用は 3, 078 万 5, 375 円で、営業外収益から営業外費用を差引いた営業外利益は 1 億 4, 074 万 125 円となり、営業利益に営業外利益を加えた経常利益は 5 億 3, 859 万 866 円になります。続きまして、6 ページになりますが、特別利益が 3 万 2, 197 円、特別損失は 4 万 6, 239 円で、差引 1 万 4, 042 円の損失となり、これを経常利益に加えた当年度純利益は 5 億 3, 857 万 6, 824 円になります。前年度の繰越利益剰余金 1 億 171 万 7, 490 円、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額 3 億 8, 171 万 4, 886 円及び減債積立金取崩し額 7, 530 万円を当年度の純利益に加えた当年度未処分利益剰余金は 10 億 9, 730 万 9, 200 円になります。次は、7 ～ 8 ページ

の剰余金計算書です。剰余金計算書は、剰余金はその年度中に、どのように増減変動したかの内容を表すものであり、資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されております。なお、資本剰余金は、資本取引から生ずる剰余であり、企業外部から繰り入れたもの、利益剰余金は、損益計算上の利益の額により得られるものであります。計算書上段の前年度末残高から議会の議決による前年度分の未処分利益剰余金処分を行ったものが、中段に記載してあります処分後残額となります。資本金は、2億3,668万1,700円を組入れ、161億2,585万9,134円に、減債積立金は1,900万円を積立て4億2,470万円に、建設改良積立金は5億1,138万1,700円を積立て28億6,000万円になっております。下段の当年度末残高は、利益剰余金の減債積立金が7,530万円を取り崩し3億4,940万円に、建設改良積立金が、3億8,171万4,886円の取り崩しにより24億7,828万5,114円に、未処分利益剰余金が、減債積立金取崩し額7,530万円と建設改良積立金取崩し額3億8,171万4,886円及び当年度純利益5億3,857万6,824円を加え、10億9,730万9,200円で、利益剰余金合計は39億2,499万4,314円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は、200億6,706万1,053円になります。続きまして、9～10ページの貸借対照表です。貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものであります。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものであります。まず、9ページの資産の部ですが、固定資産のうち、有形固定資産の合計額が193億144万5,512円、無形固定資産の合計額が248万7,151円、投資の合計額が9,986万3,000円で、固定資産の合計額は194億379万5,663円になります。詳細は37～40ページの固定資産明細書に掲載してあります。次に、流動資産ですが、合計額は40億1,730万9,097円で、うち現金預金は37億5,497万8,172円で、令和3年度への繰越現金となります。未収金は、5,649万4,693円で、詳細につきましては25ページに未収金明細書に掲載してあります。また、未収金貸倒引当金59万4,000円は、過去の貸倒実績率で算出した額になります。なお、固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は234億2,110万4,760円となります。次に10ページの負債の部です。負債は固定負債・流動負債・繰延収益に区分され、1年以内に納期が到来するものを流動負債に流動負債及び繰延収益以外の債務で、納期が1年以降に到来するものを固定負債に分類してあります。固定負債は11億1,251万6,555円、流動負債は3億8,864万6,782円で、うち未払金が1億6,498万6,342円となっております。また、賞与引当金1,492万7,000円及び法定福利費引当金301万1,000円は、次年度の6月に支払われる賞与の算定期間のうち、令和2年度の負担となる令和2年12月から令和3年3月までの4か月分を引当てたものです。繰延収益は18億5,288万370円で、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い収益化していくものであります。なお、固定負債、流動負債、繰延収益を併せた負債の合計額は33億5,404万3,707円となります。続きまして、資本の部です。資本金は161億2,585万9,134円で、剰余金は、資本剰余金が1,620万7,605円、利益剰余金が39億2,499万4,314円で、剰余金合計額は39億4,120万1,919円となります。資本金と剰余金を併せた資本合計は、200億6,706万1,053円で、負債と資本の合計額は234億2,110万4,760円となります。この金額は9ページの資産合計と一致いたします。11～12ページは注記表になります。注記表は、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続きを掲載したものになります。以上が、決算書に関する説明でございます。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の13～26ページは水道事業報告書です。13ページは概況です。令和2年度は、配水管の新設・増径・老朽管の布設替等の配水管布設工事など31件、延長8,128mの工事を行っております。職員に関する事項は、令和3年3月31日現在の水道事業職員数を掲載してあります。15～18ページは、工事概要となっております。水道事業は合計14件で、事業費は、前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて9,326万8,341円、簡易水道事業は合計19件で、事業費は、前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて2億3,621万8,600円となっております。なお、17～18ページには令和元年度からの繰越工事を掲載しており、水道事業が7件で4億1,050万1,000円、簡易水道

事業が6件で1億2,966万80円となっております。また、令和3年度への繰越工事は、水道事業が9件で5億2,807万9,410円、簡易水道事業が4件で2,929万6,850円となっております。続きまして、19ページは業務量で、20ページに水道事業・簡易水道事業別に内訳を掲載しております。年度末給水件数は6万402件で、年間配水量が1,696万8,709^m、有収水量が1,497万9,068^mとなっており、有収水量を配水量で割った有収率は88.27%で、前年度比較で0.66ポイントの増となっております。供給単価は132円25銭で、前年度より23銭低く、給水原価は105円67銭で前年度より85銭低くなっております。次に、21～26ページは会計に関する事項です。主要契約の要旨は、契約額300万円以上のものを掲載しております。水道事業が33件、簡易水道事業が20件となっております。24ページには企業債の概況を掲載しております。前年度末の残高が14億5,275万2,601円、当年度の償還高が1億8,813万6,091円で、令和2年度末残高は12億6,461万6,510円です。なお、企業債明細書を41～44ページに掲載しております。25ページには未収金明細書を掲載しております。未収金の合計は5,649万4,693円です。26ページには事業資金収支表を掲載しております。この表は、令和2年度の実際の現金の動きで、受入資金から支払資金を差引いた額が37億5,497万8,172円で、この額が令和3年度への繰越現金となります。27ページはキャッシュフロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュフロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動によるものが12億7,771万9,000円の増、投資活動によるものが9億9,415万8,000円の減、財務活動によるものが1億8,813万6,000円の減で、資金増加額は9,542万5,000円となり、資金期首残高36億5,955万3,000円にこれを加えた資金期末残高は37億5,497万8,000円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。次に、28～34ページは収益費用明細書、35～36ページは資本的収支明細書で税抜き決算状況です。37～40ページは固定資産明細書、41～44ページは企業債明細書となっておりますので、お目通しください。45ページは消費税計算書です。令和2年度の消費税及び地方消費税は6,009万5,000円となっております。以上が、令和2年度霧島市水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第91号、令和2年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての説明は、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で、説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

部長口述の中で、本市の水道事業については、ほぼ良好な経営状態が保たれていると。こういうふうに結論付けているところでありますけれども、頂いた資料を拝見いたしますと、当年度の純利益が5億3,857万円余りということになっております。それで、単純に年度末の給水世帯数から割り出しますと、1世帯当たり8,916円ぐらいの利益になっているのかなというふうに思うんですけども。それを単純に13mm、20mmの世帯の1か月の使用料等からしますと、二、三箇月分の料金に相当するのかなというふうに思うんですけども、この純利益について、一定の基準があつてなのかなどなのか。実際に、この5億3,800万円という利益率というのは、ほかの19市の状況から考えて、どういう状況なのかなというのがわかればお示しをいただければ。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

数字的なもの、金額的なものは持っておりませんが、率的には19市聴いております。中身につきまして、営業収益、営業利益率ということでよろしいでしょうか。率で申しますと、霧島市は19.4%。これが県内で、19市の中で2番目という形になっています。ちなみに1番目が垂水市の20.7%、飛びまして、3番目が枕崎市の19.2%、あと、4番目がいちき串木野市13.7%、5番目が出水市11.9%と続いております。

○委員（宮内 博君）

19市の中でも上位であることは間違いないということだけれども、そんなに利益率が高いというところまではないということで、執行部としては理解しているということによろしいですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

先ほど部長の説明で、年間総有収水量とあったわけですけど、有収率が88.27%と。0.66ポイント高くなったということなんですけど、これ地区ごとに、旧市町ごとにわかりますか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

上水道区域です。国分が90.88です。隼人が88.89、溝辺90.07、横川58.22、牧園73.43、福山56.17、合計、平均しますと89.45です。今のは上水区域です。簡水区域いきます。国分75.43、横川90.62、牧園91.53、福山71.03、霧島74.43、簡水の平均82.35です。

○委員（新橋 実君）

地域によって差が結構あるわけですけども、特に、横川、福山ですね。上水区域ですね。この有収率を上げるために、令和2年度にどういうふうな努力をされたのか、その辺はどうですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

やはり、有収率が低いということは、漏水の疑いがあるということで、職員による漏水調査等を実施しているところなんですけれども、なかなか発見することが難しい状況であります。

○委員（新橋 実君）

今言われましたけれども、横川、福山でどれぐらい発見して、どれぐらい改善がされたのか、各地区ごとでいいですけども、それはわかりますか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

令和2年度に漏水調査をした状況ですが、これは外注をした件数になりますけれども、福山が1、上水区域です。簡水区域で牧園が4地区。霧島が1地区。簡易水道です。福山が3、簡水の合計が6です。漏水を発見した箇所については、福山上水の1地区で7か所見付かってっております。牧園の4地区で10か所見付かっております。これは簡水です。霧島の1地区で9か所、福山の3地区で7か所、以上、上水、簡水合わせて7地区実施しまして、33見付かっております。

○委員（新橋 実君）

簡所的には、ほかのところも横川等もあったわけですけども、そういうところはされなかったと。予算の関係もあったんでしょうけれども、あとは各地区から、例えば漏水がどこどこでありましたよといったときに、漏水当番の方が行って、それなりに対応されたという理解でいいんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

住民の方の通報もありますし、職員のほうで漏水調査、夜間に出て音聴をかけて調査をした場合もあります。

○委員（仮屋国治君）

令和2年度に有価証券を購入されてらっしゃいますけれども、野村証券の分ですが、20年ものなんですかね。20年したら幾らぐらいになると見込んでいらっしゃるのか。それと、この購入に当たっての判断は誰がどのようにして購入の意思決定をされるのか、教えてください。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

判断につきましては、それぞれ要綱等作っておりますので、それに基づいて、通常、定期預金等が今利率が低いので、それよりも少しでも利率がいいようにということで、アンダーで買ってというような形をとるようにはしております。最終的な判断につきましては、私どもがまず一旦、確認いたしまして、市長まで報告し、決裁を得て購入という形をとらせていただいております。

○委員（仮屋国治君）

要綱で決められているということで、職員の皆さんでこれで買って財テクしたほうがいいよねということで、それを市長が判断して購入するということですね。コンサルとか税理士さんとかのアドバイスを受けてするというわけではないのかどうか。その辺のところも教えてください。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

コンサルとか民間の協力を得てということではなく、職員の中で運用指針というのをまず決めまして、他のところ等のものを参考に作りまして、それをもとに判断していくという形をとっております。

○委員（仮屋国治君）

潤沢と言えはおかしいですけども、いい業績なんでしょうからそういう発想が出てくるんだろうと思いますけれども、権限と責任が重たいですよ。年金じゃありませんけど、官僚がやり損なったというような話もあったりするわけですけども、慎重にやっていっていただきたいと思いますが、20年してこれどのくらい投資額に対してプラスになるんですかね。今の段階。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

利回りとして0.41%という形で見込んでおります。

○委員長（木野田誠君）

金額は出ませんか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

一応、初年度でございましたので、令和2年度につきましては5,000万円、5,000万円という形でしております。若干その誤差はあるんですが、両方合わせた1億当たり年間約13万円という形で見込んでおりますので、その20倍ということでございます。[40ページに訂正発言あり]

○委員（仮屋国治君）

260万円ぐらいというおおよそのめどですかね。分かりました。大して預金と変わらんような感じもしないでもないですけども。株の購入に関しては要綱で取決めがあるんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

株については考えておりません。

○委員（宮内 博君）

先ほどの有収率の関係でお尋ねをしたんですけども、紹介があったように、横川、福山については50%台ということですよ。それでかなり低いわけですけども。人口が少ないっていうこともあって、投資効果よりも費用のほうが高く掛かるということから、余り積極的に取り組んでいないのかなっていうふうに思うんですけども、政策的にどういう形で取り組もうというふうになっているのか。このまま放置をするということではないでしょうか。昨年の実績の中には横川の分が入ってないということも、報告であったわけですけども。その辺、どういう方向で進もうというふうにしているのか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

横川地区につきましては、外部の業者に委託をしていないということで、職員によって調査というのはもう何回もしているところです。横川地区、地区名を言いますと二牟礼地区になります。ここは給水戸数、使用水量等が少ない区域になります。音調調査を職員のほうで実施をするんですが、有収率が少ないということでなかなか音を拾えないというようなことで発見できていないところですけども、引き続き職員のほうで、現地調査、夜間に調査したり、そういうのは努力していきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

有収率を1%引き上げることによって、かなりの収益につながるということになるんですけど、当然そこに投資をする費用との対比でどうなのかっていうこと図らなければいけないっていうのは

あるというふうに思いますけれども、しかし、福山にしてみれば43%ぐらいは収益としてつながっていないと。横川のほうも、41%ぐらい収益としてつながっていないということになりますので、かなり老朽管等も布設をされているのかなというふうに思いますけれども、そこら辺りの現状分析なども一応はされていらっしゃるのでしょうか。長期的には何らかの計画を持っていかなきゃいけないと。対応していかなきゃいけない課題ではないかと思っておりますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○水道工務課長（上小園伸一君）

福山地区につきましても、令和2年度におきましては、配水管の布設替工事も4件やっております。延長としましては1,095m布設替を実施しております。こういうことで、漏水が多発しているところについては布設替をしていくということが一番効果があるということで、我々も、そういう取組をやっているところであります。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

先ほど仮屋委員のほうに、利率の関係で約13万円ぐらいというお話をさせていただいたんですが、初年度につきましては日数的に365日ございませんで、その金額になると。次年度からは0.41%でするので、約40万円という形になってくるかと思えます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

先ほどの有収率数と工事の関係ですけれども、今現在、水道事業ではアセットマネジメントと申しまして過去の資産を全部洗い出して、現在、老朽化している管をどのように更新していくかという計画をつくろうとしております。これは来年度まで続きますけれども、その計画の下、さらに更新計画をしっかりしたものを立てながら、ただその中で先ほどおっしゃったように、交換したほうが安いのか、あるいは修繕したほうが安いのかという比較にもなってくると思えます。配水管を送水管、合わせて1,400kmありますので、どれを優先的に交換していくのが一番効果的かということまで含めて、マネージメント計画を策定しようとしているところであります。

○委員（新橋 実君）

先ほど業務実績について、年度末の給水人口が12万930人と言われましたけれども、霧島市の人口は約12万5,000人ちょっといるわけですからけれども。あと耕地課ですか。雑排水を使っている方もいらっしゃると思うんですけれども。霧島市の人口の全ての方が、上水道、簡易水道、使えれば一番いいわけですが、使っていない方というのは、どこの課ですかね。林務水産課がやっているのがありますよね。それ以外に、実際この水道を利用しないところはどれぐらいあると理解していらっしゃるでしょうか。令和2年度で。

○水道工務課長（上小園伸一君）

水道を使っていない組織としては、個人で所有されている方、あるいは100戸未満の専用水道、例えば霧島市で言えば、霧島神宮、開発の地域、リゾート関係そういうところが含まれるというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

私としてはやっぱり、例えばそういうところの、100戸以下で自分たちやっているところはいいのですけれども、例えば非常に少ない集落などのそういうところが、どうしても水道を引きたいと言っても、なかなかできないところが水道課もあると思うんですよね。費用対効果とかあって。そういうところの要望というのは、令和2年度あったのかどうか、どうなんですか。水道管を引いてくれというような。

○水道工務課長（上小園伸一君）

個人が使用される水道について、令和2年度は要望というのはなかったように記憶しております。令和3年度はありました。

○委員（新橋 実君）

例えばそういうふうに、要望があった場合、昔は2戸以上あれば、水道管を引くとかいろいろあったんですけども、距離数もいろいろあるでしょうけども、その辺の体制というのは今どういうふうになっているか分かりますか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今、委員のほうから出ている2戸以上というのが昔は2戸以上あればという話で広げたところもあるように聞いておりますけれども、現在は、2戸以上、原則としては、そこを確認しまして、あと、拡張したときの費用対効果を、委員会を部内に持っております、そこで協議をして決定をするというような形をとっております。

○委員（新橋 実君）

命に関わる水のことですので、しっかりとその辺は部内で協議していただいて、できることであれば、そういう対応をしていただくように部長、よろしくお願いします。

○委員外議員（植山利博君）

資金運用にも関係が出てくるんですけど、企業債のページがあります。41ページ42ページ。これまでも決算のときに、前倒しで返納ができるものという議論がずっとあったわけですけど、もうここに残っている分は前倒しで返納ができないものだけという理解でいいですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

現在、もうここに載って残っているという言い方がどうか分かりませんが、全て前倒しで返済したり借換えした結果でございます。これは、これ以上は今のところはないようです。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第90号及び議案第91号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時24分」

「再開 午後 2時39分」

△ 議案第92号 令和2年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

△ 議案第93号 令和2年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第92号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について及び議案第93号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第92号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。工業用水道事業につきましては、前年度と変わらず令和2年度は15社22事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な安定的かつ低廉な価格の給水を確保するため、施設の保守・管理に努めてまいりました。契約水量は1日271m³で、年間使用水量である有収水量は6万2,104m³となっており、前年度と比較して1,372m³減少しております。また、工業用水道事業につきましては、責任水量制を採用しており、料金算定に用いる期間有収水量は11万8,858m³で前年度より1,083m³減少しております。経営成績を見ますと、総収益2,724万2,815円、総費用2,526万7,200円で、差引き197万5,615円の純利益

となつてはおりますが、一般会計から341万6,870円の補助金を繰り入れていることを考慮しますと、依然厳しい経営状況であると考えております。また、平成25年度から老朽施設の更新に着手しており、令和2年度は、浄水場の施設改良工事として、遠隔監視装置の設置工事を実施したところです。厳しい状況下ではありますが、経費節減に努め、健全な企業経営を推進するとともに、工業用水を安定的に供給するための必要な整備を行ってまいりたいと考えております。詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明申し上げます。続きまして、議案第93号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分については、令和2年度霧島市工業用水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。令和2年度霧島市工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金201万4,309円と当年度純利益197万5,615円の合計額398万9,924円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち100万円を建設改良積立金として処分し、残額298万9,924円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げますが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○上水道総務課長（久木元直仁君）

議案第92号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計の決算認定について御説明申し上げます。決算書の1～4ページは工業用水道事業決算報告書で、1～2ページが決算報告書の収益的収入及び支出です。収益的収入の第1款、工業用水道事業収益の決算額は2,724万2,815円で、対予算比は103.7%です。次に、収益的支出の第1款、工業用水道事業費用の決算額は2,526万7,200円で、対予算比は96.2%で、収入から支出を差引いた額は197万5,615円となります。続きまして、3～4ページの資本的収入及び支出ですが、収入は1,028万3,130円で、対予算比は93.5%です。支出につきましては1,028万3,130円で、対予算比75.4%になります。次に、5～6ページの損益計算書です。営業収益は618万6,955円、営業費用は2,526万7,200円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1,908万245円の損失となります。次に、営業外収益は2,105万5,860円で、営業利益を加えた経常利益は197万5,615円となり、この金額が令和2年度の純利益になります。前年度の繰越利益剰余金201万4,309円に当年度の純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は398万9,924円になります。続きまして、7～8ページは剰余金計算書です。計算書上段の前年度末残高から、議会の議決による前年度分の剰余金処分を行ったものが、中段に記載してあります処分後残高で、資本金は249万1,602円を組入れ2,529万170円に、建設改良積立金は、249万1,602円を積立て1,500万円になっております。下段の当年度末残高は、未処分利益剰余金に当年度純利益197万5,615円を加え398万9,924円となり、利益剰余金の合計額は2,073万9,924円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は8,802万5,094円になります。続きまして、9～10ページの貸借対照表です。9ページは、資産の部です。固定資産合計は3億3,792万189円で、詳細は19～20ページの有形固定資産及び無形固定資産明細書に掲載してあります。流動資産合計額は4,830万2,054円で、このうち現金預金は3,458万4,414円で、令和3年度への繰越現金になります。固定資産及び流動資産を合わせた資産の合計額は3億8,622万2,243円です。次に、10ページの負債の部です。固定負債は修繕引当金2,499万2,590円、流動負債は未払金の61万127円となります。また、繰延収益は、長期前受金2億7,259万4,432円で、負債の合計額は2億9,819万7,149円となっております。次は、資本の部です。資本金は2,529万170円です。剰余金につきましては資本剰余金が4,199万5,000円、利益剰余金が2,073万9,924円で、剰余金合計額は6,273万4,924円、資本金及び剰余金を併せた資本合計は、8,802万5,094円、負債と資本の合計額は3億8,622万2,243円になります。これは9ページの資産合計と一致しております。11ページは注記表になります。以上が、決算書に関する説明でございます。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の12～14ページは工業用水道事業報告書です。まず、概況ですが、令和2年度の給水につきましては、15社22事業所に供給いたしました。使用水量は年間6万2,104m³、契約水量は1日271m³となっております。次に、建設工事の概要ですが、施設改良工事1件、974万6,000円とな

っております。次の業務量ですが、年間配水量は6万5,252m³、年間有収水量は6万2,104m³で、有収率は95.18%となっております。次は13ページになります。供給単価は、52円で前年度より1円74銭高く、給水原価は64円21銭で前年度より10円16銭高くなっております。次は主要契約の要旨になります。300万円以上のものを掲載しており、該当する契約は、施設改良工事1件となっております。14ページには、事業資金収支表を掲載しております。受入資金が6,714万1,352円、支払資金が3,255万6,938円で、差引額が3,458万4,414円となり、次年度への繰越現金となります。15ページはキャッシュフロー計算書で、水道事業と同様に間接法を用いております。業務活動によるものが2,636万6,000円の減、投資活動によるものと財務活動によるものがそれぞれ増減なしで資金減少額2,636万6,000円となり、資金期首残高6,095万円にこれを加えた資金期末残高は3,458万4,000円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。以下16～18ページに収益費用明細書及び資本的収支明細を、19～20ページに固定資産明細書を掲載しております。以上が令和2年度霧島市工業用水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第93号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分の説明につきましては、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で、説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

工業用水道でありますけれども、供給単価よりも給水単価が12円近く高いということで、今年も赤字ということで、霧島市一般会計からの補助金を投入しているということでもあります。先ほど、上水道のところで、部長口述の中には、いわゆる独立採算制を堅持するということが述べられているわけでありまして、その観点からいきますとこの工業用水道事業は、補助金を投入しなければ会計上できないという状況になっているんですけども。経済産業省は、平成29年の3月31日に、工業用水道料金の算定要綱というものを作っております。そこを拝見しますと料金の決定というところがあって、料金は定額制又は定時制をもって定めるものとする。この場合において決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものと、こういうふうに書いてあるわけですね。そういう観点からしても、実際、補助金を投入しなければならないという点についてはどうなのかなというふうに思うんですけど。その辺はどのように総括をされているでしょうか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

工業用水道事業につきましては、昨年の決算委員会でも御説明を申し上げたんですけども、平成元年に、県の開発公社、あそこを造成したところから旧国分市に移譲されたということで、その施設は全てこちらが造ったものではない受贈財産という形で引き受けております。当初、面積が、丸々その工業団地になる予定だということで、多分そのときの料金設定は補助を受けた関係でt当たり45円が上限だったということで、そこに設定していたと思うんですが、縄文の森でまず半分がなくなった。工場がそれ以上増えなくなった。そして現在のところもほぼ埋まりつつある。なおかつ、もともとは基本の契約水量が50t以上ということになっておりました。ですので、結構水を使うところが来るはずだよということでは造っていたはずなんですけど、現在50t契約しているところはないです。ですから日量10tとか多くて30tとか、その契約です。ということで、全くもって収益が足りないよということで、3条予算の収益的収支のランニングコスト分はこの22社の収益で大分賄えるようになったんですけども、それでもいろんなものを造っていった上での総括原価という部分にはまだまだ足りないということです。今後の話になりますが、現在、機械類はもう耐用年数が過ぎておりましたので、先ほど申し上げましたように、一般会計から補助を受けて交換してきたと。しかし、それもあと20年もたてばまた交換の必要が出てくる。それから配管類も貸借対照

表の左上の固定資産の構築物という欄があるんですが3億5,900万円というのが、平成元年度に、県が造ったときに掛かった費用だと思います。配水管の耐用年数が40年ですので、あと10年ぐらいでもう耐用年数を迎えてしまうと。この分をそれでは総括原価に乗せた場合に、どのくらいの料金体系になるかという、恐らく、水道事業の料金よりも高く頂かないと賄えないという形になるかだと思います。そういった意味もありまして機械類については一般会計から繰入れをさせていただいて、それで更新していたという現状がございます。これは先ほど、委員おっしゃいました独立採算という部分といいますとかなり苦しい状況であります。昨年、工業用水道事業につきまして経営戦略というのを立てました。その中でこの工業用水道事業を今後どのようにするか。これは継続するのか。それとも廃止するのか。それとも水道事業に組み込むのかというところを、ここ二、三年のうちに結論立てようということで今年度は、庁内で関係課、水道、商工、財政、その辺りと協議しながらどういう形が一番いいか。その後、このユーザー、上野原に入っています業者等と相談しながら、在り方というのを詰めて行きたいなというふうに考えております。現在のところそういう状況です。

○委員（新橋 実君）

遠隔監視装置、これはどういった整備設備になるんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

水道事業では既にクラウドが入りまして監視装置が付いて、このようなものを見て今、配水地の水位の高さであったり、流量であったりというのは確認できます。それを工業用水のほうにも導入したということになります。

○委員（新橋 実君）

誰でも見られるということですか。それは水道課とつなげるということでもいいですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

水道工務課の職員であれば見ることができます。

○委員（新橋 実君）

水道工務課の職員であるかということですが、アラームか何かからなるわけですか。ということとは何かあったら走っていくという。対応としては、職員で対応できるような形になるんですか。それともやっぱり業者が行って対応するような形になるのか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

何か異常があれば、警報になります。その警報に対して確認をしまして、職員で対応ができるものなのか、あるいは専門の業者を頼まないといけないものかというのを確認をしながら、取りあえず、最初は、職員が現地に向かっていくことが多いというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

装置というのはどこに付くんですか。場所は。上野原に装置を付ける場所があると思うんですがそこはどこですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

拠点となるのは浄水場になります。あと水源地と中継槽にも、その拠点があります。

○委員（新橋 実君）

先ほど水位が下がったり漏水があったりとか、いろいろあると思いますけれど、どういったときにアラームがないのか、その辺もう1回ちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

一番多いのが、漏水が発生したときに、排水流量が増えている。設定範囲がございまして、その範囲を超えたときに警報が鳴るというようなことになりますので、排水流量過多、配水池の水位、ポンプの停止、施設の停電、そのようなものが多いように思います。

○委員（新橋 実君）

今までは、そういうのがなかったと思うんですけども、結局、今までの対応としては、令和2年度までは、どういうふうな形で対応されていたのか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

管理人と委託契約を結んでいまして、管理をしていただいております。

○委員（新橋 実君）

管理人の経費と今これをされることによって、どれぐらいの経費削減があったのかその辺はどうですかね。

○水道工務課長（上小園伸一君）

管理人委託料が年間162万円でございます。あと、今このクラウドを導入したことによって、年間の維持費というのはちょっとここではまだ出せないんですけども、設置費用で令和2年度の工事費が974万6,000円。この中にクラウドの費用も含まれております。ほかの工事も入って、この額なんですけれども、この額を委託料で割りますと大体6年分ぐらいになるということです。クラウドだけであれば、4年から5年になるのかなと考えております。

○委員（新橋 実君）

今後は管理人が行かなくても、十分これだけ対応できるという理解でいいですね。

○水道工務課長（上小園伸一君）

上野原の工業用水と敷根の水源地のほうを管理していただいております。敷根のほうの監視システムのほうもまだ導入をしていない状況ですので、そこを整備したときには、管理人は要らなくなるというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

今回、令和2年度には関係ありませんけども、もうその敷根のほうも早めにそういうのを設置していただいて、できるだけ水道工務課の管理が楽になるように、対応していただくようお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第92号及び議案第93号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 3時08分」

「再 開 午後 3時10分」

△ 議案第96号 令和2年度霧島市下水道事業会計決算認定について

△ 議案第97号 令和2年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。区画整理課から発言を求められております。許可します。

○区画整理課長（岩元龍己君）

建設部の質疑の中で、宮内委員の質問の隼人駅東地区土地区画整理事業で、令和2年度に他事業から受入れた流用土の実績という質問の回答でございます。令和2年度で受入れた総土量は12件の2万252m³です。内訳としまして、県工事11件2万2m³、市工事1件250m³以上となります。

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第96号、令和2年度霧島市下水道事業会計決算認定について及び議案第97号、令和2年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第96号、令和2年度霧島市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。下水道事業につきましては、事業の継続に向けてより効率的に整備を進めるために、国分隼人公共下水道事業の全体計画区域及び事業計画区域の見直しを行いました。また隼人地区污水管渠工事のほか1件の管渠工事を実施し、3.2ha、延長596mの整備を行いました。なお令和2年度は、これまで区域外で民間事業者による開発等で整備された区域34.4haを供用開始区域に編入した結果、国分隼人地区の事業計画区域内の整備率は90.8%となり、供用開始区域人口は2,335人の増となりました。また、経営基盤の強化を図るとともに、老朽化施設の改築需要に適切に対応するために、施設全体の管理を最適化するストックマネジメント計画を策定しました。業務実績につきましては、年度末水洗化人口が3万6,007人で前年度と比較し1,334人増加しております。年間処理水量は4,995,768^mで、前年度に比較して39,145^m減少いたしました。なお、年間総有収水量は427万7,753^mで、前年度と比較して12万9,289^m増加しています。次に、経営成績につきましては、税抜きで総収益11億3,937万7,817円、総費用10億4,751万2,229円、差引き9,186万5,588円の純利益となっています。また、収支比率におきましては、総収支比率108.8%、経常収支比率108.7%となり、前年度との比較では総収支比率で1.9ポイント、経常収支比率で5.0ポイント、それぞれ低くなっております。以上、概要を申し上げましたが、経営戦略の見直しをはかりながら、公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、下水道施設の維持管理及び必要な整備・更新を行ってまいりたいと存じます。詳細につきましては、上下水道総務課長が説明申し上げます。次に、議案第97号、令和2年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について説明申し上げます。本議案は、令和2年度霧島市下水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。令和2年度霧島市下水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金1億3,464万4,165円と当年度純利益9,186万5,588円の合計額2億2,650万9,753円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち9,030万円を建設改良積立金として処分し、当年度補填財源として使用した3,615万8,524円を資本金に組み入れ、残額1億5万1,229円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げましたが、御審査くださいますようよろしくお願いいたします。

○下水道工務課長（池之上淳君）

議案第96号、令和2年度霧島市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。霧島市下水道事業会計決算書をお開きください。1ページから順に説明してまいります。決算書の1～4ページは、決算報告書で、金額は税込表示となっております。1～2ページが、収益的収入及び支出で、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出となります。収入は、下水道に流した汚水の量に応じて負担していただく下水道使用料、長期前受金戻入、他会計補助金等で、支出は下水道事業の運営に係る人件費、修繕費、動力費、減価償却費、企業債利息等の費用であります。収入の第1款、下水道事業収益の決算額は、11億7,971万3,103円で、対予算比は99.8%、うち仮受消費税及び地方消費税が4,037万1,855円です。次に、支出の第1款、下水道事業費用の決算額は10億9,910万1,387円で、対予算比が97.4%、うち仮払消費税及び地方消費税が2,404万3,402円です。また、収入から支出を差引いた額は8,061万1,716円になります。続きまして、3～4ページの資本的収入及び支出です。資本的収支は、汚水を処理するための施設整備、改良費用及びこれらに要する資金を借り入れた、企業債の元金償還金であります。収入の第1款、資本的収入の決算額は5億728万5,348円で、うち仮受消費税及び地方消費税額は6,528円です。内訳は施設の建設改良工事の資金である企業債、他会計補助金、国庫補助金等となっております。対予算比は78.2%です。次に、

支出の第1款、資本的支出の決算額は、前年度繰越額を含め8億4,013万1,313円、うち仮払消費税及び地方消費税が747万184円で、対予算比は99.5%です。また、翌年度繰越額は5,278万5,200円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,284万5,965円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,632万8,453円、繰越工事資金1,208万8,000円、過年度分損益勘定留保資金91万2,564円、当年度分損益勘定留保資金2億6,735万8,424円及び当年度利益剰余金処分額3,615万8,524円で補填しております。続きまして、5～6ページの損益計算書です。これは1年間の企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載したもので、収益的収支を税抜きで表示しております。営業収益は4億316万7,962円、営業費用は9億2,450万9,959円で、営業収益から営業費用を差引いた営業損失は5億2,134万1,997円となります。次に、営業外収益は7億3,549万6,270円、営業外費用は1億2,260万4,600円で、営業外収益から営業外費用を差引いた営業外利益は6億1,289万1,670円となり、営業損失に営業外利益を加えた経常利益は9,154万9,673円となります。また、特別利益は71万3,585円、特別損失は39万7,670円で、差引31万5,915円の利益となり、これを経常利益に加えた当年度純利益は9,186万5,588円となります。これに、前年度繰越利益剰余金1億3,464万4,165円を加えた当年度末処分利益剰余金は2億2,650万9,753円となります。次は、6～7ページの剰余金計算書です。剰余金計算書は、剰余金はその年度中に、どのように増減変動したかの内容を表すものであり資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されております。なお、資本剰余金は、資本取引から生じる剰余であり、企業外部から繰り入れたもの、利益剰余金は、損益計算上の利益の額により得られるものであります。令和2年度は剰余金の処分を行っていませんので、上段の前年度末残高がそのまま中段の処分後残額となります。当年度変動について、6ページのとおり資本剰余金は増減がなく、7ページのとおり利益剰余金に当年度純利益9,186万5,588円を加え、資本金、利益剰余金を合わせた資本合計は、21億709万1,394円となります。続きまして、8～9ページの貸借対照表です。貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものであります。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものであります。まず、8ページの資産の部ですが、固定資産の合計額が186億9,013万8,585円です。詳細は29～32ページの有形固定資産明細書に掲載しています。次に流動資産は合計額が3億5,766万6,149円で、うち現金預金は3億2,474万8,905円で、令和3年度への繰越現金となります。未収金は1,869万8,473円で、内訳は、20ページに未収金明細書に掲載しています。また、未収金貸倒引当金164万5,390円は、過去の貸倒実績率を基に算定したものです。なお、固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は190億4,780万4,734円となります。次に、9ページの負債の部です。負債は固定負債、流動負債、繰延収益に区分され、1年以内に支払義務が発生するものを流動負債に、流動負債及び繰延収益以外の債務で、1年以内に支払義務が発生しないものを固定負債に分類しています。固定負債は58億6,414万6,692円、流動負債は7億6,949万7,415円で、そのうち未払金が9,930万6,462円となっております。また、賞与引当金587万7,000円及び法定福利費引当金115万1,000円は、次年度の6月に支払われる賞与の算定期間のうち、令和2年度の負担となる令和2年12月から令和3年3月までの4か月分を引当てたものです。繰延収益は103億706万9,233円で、国庫補助金等を財源として取得した資産の減価償却に伴い、収益化していくものです。なお、固定負債、流動負債、繰延収益を併せた負債の合計額は、169億4,071万3,340円となります。続きまして、資本の部です。資本金は、13億1,491万3,068円、剰余金は、資本剰余金が5億6,566万8,573円、利益剰余金が2億2,650万9,753円で、併せて7億9,217万8,326円となります。資本金と剰余金を併せた資本合計は21億709万1,394円で、負債と資本の合計額は190億4,780万4,734円となります。この金額は8ページの資産合計と一致いたします。10～11ページは注記表で、これは、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続きを掲載し

たものになります。以上が決算書に関する説明でございます。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の12～21ページは下水道事業報告書です。12、13ページは概況です。令和2年度は、国分隼人地区で隼人地区污水管渠工事のほか、1件の管渠工事を実施し、3.2ha、延長596mの整備を行い、供用開始区域内人口102名の増を図りました。なお、令和2年度は、事業計画区域外から民間事業者による開発区域34.4haを編入したため、管渠工事と合わせて、事業計画区域の整備率は90.8%となりました。また、施設管理の最適化のためにストックマネジメント計画を策定するなど、計画的な整備及び維持管理に努めてまいりました。13ページの職員に関する事項は、下水道事業支弁の職員数を掲載しております。令和3年3月31日現在の職員数は13人です。14、15ページは、工事概要となっております。合計25件で、事業費は、前年度からの繰越工事を含めて9,308万3,300円となっております。また、令和3年度への繰越工事は、1件で3,949万円となっております。続きまして、16、17ページは業務量を掲載しております。令和2年度に、下水道での污水处理区域を見直したことで、全体計画面積が715ha減少して、1,522haになりました。また、事業計画区域は、68.1ha増加して1,118.6haになりました。そのほか主な事項は、供用開始区域人口4万2,386人、水洗化人口3万6,007人、水洗化率85.0%、年間処理水量499万5,768^m、有収水量427万7,753^mとなっております。また、1^m当たりの使用料単価は94.2円、污水处理原価は163.7円となっております。次に、18～21ページは会計に関する事項です。主要契約の要旨は、契約額300万円以上のもの13件を掲載しております。19ページには企業債の概況を掲載しております。前年度末の残高が70億6,666万9,816円、本年度借入高が7,350万円、本年度償還高が6億4,147万986円で、本年度末残高は64億9,869万8,830円です。なお、企業債明細書を33～40ページに掲載しております。20ページには未収金明細書を掲載しております。未収金の合計は1,869万8,473円です。21ページには事業資金収支表を掲載しております。この表は、1年間の実際の現金の動きで、受入資金から支払資金を差引いた額が3億2,474万8,905円で、これが翌年度への繰越現金となります。下段の他会計補助金の用途の特定は、一般会計からの繰入れをどのような経費の財源としたかを掲載したものです。22ページはキャッシュフロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュフロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動によるものが3億730万9,000円の増、投資活動によるものが6,871万6,000円の減、財務活動によるものが1億4,808万2,000円の減で、資金増加額は9,051万1,000円で、資金期首残高2億3,423万8,000円に、これを加えた資金期末残高は3億2,474万9,000円です。次に、23～26ページは収益費用明細書27、28ページは資本的収支明細書で、税抜き決算状況です。29～32ページは固定資産明細書、33～40ページは企業債明細書となっております。41ページは消費税等計算書です。本年度の消費税及び地方消費税は3,273万9,800円となっております。以上が、令和2年度霧島市下水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第97号令和2年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての説明は、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

口述の中で事業計画区域外から民間事業者による編入、34.4haがあったということでの報告であります。具体的に説明をしてもらえませんか。

○下水道課長（池之上淳君）

これはもともと下水道の事業計画区域外であったところで、民間の方々が開発をするに当たって、どうしても下水道を使いたいと、そういったところで、自費施工で下水道管を市が敷設した下水の本管までつなぎたいというようなことを、これまで幾つかの場所でされてきております。そして、区域外の接続をされたところについては、下水道の供用開始区域とはしていなかったんですけど

も、昨年度、全体計画の見直しとか、あと事業計画区域の見直しとか、そういったのがありました。その中で、既に民間のそういった形で区域外のところに整備をした部分についても、供用開始区域ということで編入したところでもあります。具体的な場所で申しますと国分地区のみでございますが、シビックセンター周辺、それと国分中央公園がございますがその周辺、それと天降川小学校の北東側、それと、野口町でこれまで建築形態規制になっていたところがあるんですけども、そういったところの部分で、民間の方々が整備をされたところを供用開始区域に入れたという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

全体計画面積の関係ですけれども、1,522haになったということでもありますけれども、この間、合併処理浄化槽の処理能力というのは飛躍的に改善をされてきていると。公共下水道事業計画が進められたのは、平成元年あたりぐらいから計画をされている。その当時は合併浄化槽というのが、実際には開発をされてなくて、単独浄化槽ぐらいだったわけですけれども。それで合併浄化槽の場合は出たところで処理水を流すということで、公共下水道のように1か所に集めるということではなくて、水環境を守るという上からも非常にこの有利な点もあるということで、処理能力も全然引けをとらないということなんですけれども、この全体計画の見直しというのは、今回、715ha減少したということでもありますけれども、いわゆる全体計画はそんなに、大きくは減少してないわけですよ、全体の計画としてはですね。その辺の技術的な発展と、そしていわゆる浄化する能力が非常に高まっている現状から考えて、このままこの全体計画をずっとやっていくというふうな方向性が継続していくものなのかどうなのか、時代の要請に応じて変更もありうるというような形で議論がされているのかですね、その辺をお示しをください。

○下水道課長（池之上淳君）

合併処理浄化槽は、今、委員がおっしゃいますように、水質をきれいにして排水をするという状況では非常にいい設備でございます。下水道課のほうでは、これまで整備した下水道、それから今後整備していく下水道、下水道工事をやるにあたって、事前に住民の方々に工事説明会をしてから、工事にかかっている状況でございますが、この中で合併浄化槽と下水道の利用につきまして、比較表を作って、下水道の使用のほうが安価であるということで御説明をして、つなげていただくようなやり方しております。実際、もともと浄化槽等を設置しておられる方が切り替えるのは、空気のブローアとかそういったのを、空気を送るブローアですね、そういったのが故障しない限りは使えるんでしょけれども、日々というか年間の点検とか、あと、汚泥のくみ上げとか、そういった管理費用が本人様に掛かるような状況でございます。下水道の場合は、原則的に水道使用量に掛かりまして、その使用量によって下水道使用料をいただいているわけですが、そういった維持管理費がなくなるということで御説明をして利用していただいているところでございます。それと、全体的な計画の見直しをということで、どういった動向かということなんですけれども、国のほうも10年概成という、概成というのはその概略の概に成るということ、成功という字を書くんですけども、今後10年間の間に下水道を終了させなさいというような方針を何年か前に出して、それに沿って私どもも計画の見直しをして、全体計画区域を減らしたところでございます。今後、国の予算も下水道には縮小される可能性もあります。そして、地方都市、今、下水道を正にやっているところにとっては、非常にこういう状況はなかなか下水道を進める立場にとっては、あまり国のほうの方針というのは納得がいかないというところもあるんですけども、要は、都会ですね、東京、大都会ですね、東京それから大阪とかああいったところは、もう非常に昭和の早い段階から下水道の整備を進めておりまして、整備率が90%を超えているような状況でございます。かたや、地方都市におきましては、私どものところもそんなにいつてない整備率でございますけれども、国としては、やはり人口が減少しているようなこともあるので、そういったことで、なかなか下水道のこれから

新たににしていくというのに対しては厳しい方針というものがあるものですから、全体計画の見直しによって減らしたところがございます。あと一つ、減らした一つの要因として、日当山地区と姫城地区の雨水の浸水対策を下水道事業でやるということになりまして、そういった関連もありまして、汚水の部分は減らして、そこを雨水事業に充てたというような関係もあって、今回、全体計画の見直しをしたところがございます。

○委員（宮内 博君）

要するに、国のほうは10年間で終了するような方向性を持ちなさいというふうに言っている。市としても、その方向性を一つは目指しつつ取組を進めていると。こういう理解でいいわけですか。

○下水道課長（池之上淳君）

国のそういった方針もございまして、それが県のほうにも通達があって、それに沿ってやっているということでございます。

○委員（宮内 博君）

あと、受益者負担金の関係で、いつも申し上げているところですけど、今回、受益者負担金3,349万7,050円ということで、収入が報告をされているんですけど、一方、報奨費については633万2,400円ということであります。これは実際に負担金を支払った世帯、そしてその報奨金として受け取った世帯は何戸で、その比率はどれぐらいなんですか。

○下水道工務課下水グループサブリーダー（小島 崇君）

前納報奨金につきましては633万2,400円ということで報告させていただいております、件数としては272件で、全期前納につきましては191件、ですので70%が全期前納というところになります。

○委員（宮内 博君）

ちょっと分かりにくかったですけど。受益者負担金を払った件数が272件。報奨金を受け取った件数が199件だと、こういうことでいいですか。

○下水道工務課下水グループサブリーダー（小島 崇君）

全期前納につきましては191件ということです。なので、期別であったりとか、年度一括とか、あと残期一括、残った分を全部払ったというところは外してあります。全期前納のみです。

○委員（宮内 博君）

分かりにくいんですけど、5年間の分割納入ではなくて、一括納入した場合に、20%報奨金を受け取ることができるということでもありますけれども、それをなんかややこしく説明してるもんだから分かりにくいんですけど。それでいくとどういうふうになるんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

受益者負担金をお支払いいただいたのが272件でございます。そのうちの全期、すいません。全納報奨金の決算額は、ここに記載してありますように633万2,400円です。これの件数が272件。そしてこのうち全期前納されたのが191件。よろしいでしょうか。

○委員長（木野田誠君）

ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 3時53分」

「再 開 午後 3時59分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○委員（新橋 実君）

建設改良工事がされているわけだけでも14ページ。これは国分地区、隼人地区と牧園地区という

いろいろ分かれているわけですよ。この工区で分かれているんですけどこれは全て同じような地区になるわけですか。

○下水道工務課主幹（八反田竜一君）

国分隼人地区、国分、次は国分隼人とありますけれども、これは国分隼人地区の処理区の工事です。国分隼人地区です。国分と隼人をまとめたところは国分隼人地区、国分だけの工事であれば国分地区、隼人だけであれば隼人地区となっています。

○委員（新橋 実君）

工区で分けてあるから、地区地区があるのかなと思ったわけですけど、国分隼人地区だったら、その国分隼人地区の例えば見次地区の国分隼人地区、例えば見次地区と国分隼人にまたがった地区で近辺をされているのかなと思ったんですけど、工区というのはどういう分け方しているんですか。

○下水道工務課主幹（八反田竜一君）

場所で分かれているわけではなくて、国分の中で例えば申請が出たところ、隼人で申請が出たところをくっつけて国分隼人地区と。この地区ごとに分けているわけではありません。

○委員（新橋 実君）

場所はもう全然違うわけですね。工区で分かれているからすぐ近いところをされているかと思ったんですけども。それで金額的に非常に小さい金額になっているわけですけども、7か所とか6か所とか、箇所が分かれているわけですが、この箇所数ですが、牧園は1か所ずつやっているわけですけども。その辺の決め事はどうなっているのか。

○下水道工務課主幹（八反田竜一君）

取付管の工事につきまして申請に基づいて工事しています。ある程度の件数をまとめて出すようにしています。どうしても一つのところにつきまして1か所とか2か所とか、そういう感じを出しています。

○委員（新橋 実君）

非常に小さい工事になるわけですけども、工事は指名競争入札でされているんですか。

○下水道工務課主幹（八反田竜一君）

随意契約で3社の見積りでしております。

○委員（新橋 実君）

分かりました。私は近くであれば、最終的に舗装を1か所できれば、やっぱり後々まで全面補修をされたりしないといかんかなと思ってですね。近くであれば全体にまた舗装をかけるかなと思ったんですけどそういうことはないということですね。今回、非常に金額は余りにも小さ過ぎて業者の方もどうかなと思ったんですけども。大体ですよ。工期的にも1か月2か月で終わるような工事ですよ。この辺をまとめてやるとかそういうことはできないわけですか。

○下水道工務課主幹（八反田竜一君）

申請に基づきまして新築の家を建てるとか、入居時期に合わせてそれまでに間に合わせないといけないですから、それに合わせてやっています。

○委員（新橋 実君）

箇所は結構広いわけですよ。同じような工期のところもあるわけですけども。業者にとっては僅かな金額でやるとやはりなかなか厳しいところもあると思うんですけど、その辺についてはどうなのか。あと、これは全て下水道の許可証を持っている業者がされているのか。

○下水道課長（池之上淳君）

この14ページの工事につきましては、取付管の設置工事ということで、本管が走っているところのそばの方が下水道を使いたいというときに、そこに敷地内の50cmまで入れるというようなやり方で工事しております。取付管の工事をするに当たって資格というのは特になくて、土木工事を

されている方々にお願いをしている状況でございます。ただ、その取付管、下水道ですので、勾配とか傾きをちゃんと持たせないといけないとか、あと道路の側溝の下を通していただく、ガスパ管、水道管を交わして入れていただく、非常に熟練とか、経験を積んだ業者である数社しかできないところで、その方々に、見積りをいただいております。

○下水道課長（池之上淳君）

先ほどの負担金の納付金額3,000万円につきましては、1納付を1件と、1人でも、1年のうちで何回かに分けて払うので、それを1件という数え方をした場合は、3,800件の合計の金額が3,000万円という数字になります。そして、最初、小島サブリーダーが答えたように、前納報奨金の決算額は633万2,400円で272件。全体を一括納付したというのが、そのうちの191件ということで、70%ぐらいが、前期、全体を一括で入れていただいたという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

これは5年間の分を一括払いは20%還元があるということでありまして。それで制度そのものは先ほど言いましたように、もう30数年前につくられた制度ですよ。それで当時は、最も高い金利で、年利十七、八%とか16%とか、そういう金利があつて一括納入すれば、それを運用して、利息を稼ぐというようなことが可能だったという時期なんですけれど。今は10万円の貯金をしたときの年間利息というのは1万分の7%ですよ。ゼロが三つ付いて、7%というふうになっているわけなんですけれど、9月27日の金利発表ではそういうふうになっていますよね。だから逆に言うと3万倍以上の利息を稼ぐことができるというそういう、極めていびつなことになっているんですけれど、従来ずっと続けてきたのでその恩恵を受けた方たちとの均衡をどう図るかっていうことで、踏み切ることができないということがあるんですけれど。令和2年度中にはそのことについてはどれほど議論をされたんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

報償金の制度につきましては、受益者負担金の徴収率の維持、徴収事務の軽減。といいますのも、一括納入できないと5年間にわたって、納付書を送ったりとかそういった手続、事務が発生する。あと早期に財源が確保できる。これが利率によって余り意味がないじゃないかという御指摘なんですけれども、そういったことで、市のほうとしても、なるべく早い段階に、利率はそうなんですけれども、確保したいということと、あと事務の軽減等を考慮しまして、この報奨金制度については、引き続き、やっていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

なかなか意見が合わないんですよ、これは。やっぱり一括して払えない人の負担が大きくなっているという逆の現象を生み出しているというのが、最大の問題なわけで、その観点から、更に検討していただきたいということを要請しておきます。

○委員（仮屋国治君）

収益費用明細書と資本的収支明細書の区分けがよく私には分からないんですけども、教えていただきたいのは、今の受益者負担金が3,349万7,050円あるわけですよ。収益費用明細書には2,688万2,787円が長期前受金戻入の中に組み込まれているわけなんですけれども、補償金を引いたのがここになるかと計算するけど、やっぱり二十何万円合わないんですけれども、この辺の関連を教えてくださいませんか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

長期前受金戻入で説明させていただきます。目新しい言葉であるんですけど、平成26年度に公営企業法が改正になりまして、それまで負担金、補助金、あるいは受贈財産というものは、みなし償却という形で減価償却しなくてもいいよという形で、貸借対照表上では、資本剰余金に計上されておりました。26年度の法改正によりまして、何でそういうことをしたかという、貸借対照表上で

の左側の上、固定資産の残存価格、これは減価償却をしていないと経年変化を反映しないということになります。ですので例えば当初、10万円で作ったものが年間の減価償却費、本当に減価償却すれば1万円です。どんどん目減りして10年後はゼロになるとか、9年後は1万円になるとか、そういう性質のもんなんですけれども、みなし償却で償却をしないとなった場合に、ずっとその10万円が残り続けるわけです。ですのでそういった負担金、受贈財産それから補助金等で作ったものも減価償却しなさいということになりました。ただし、その金額というのは、原資がないわけですよ。減価償却しようにも。それだけの収益もないわけです。ですので、その受贈財産、補助金それから負担金というものを長期前受金という形で最初にもらいましたよという形で、負債に上げてあります。そこから、減価償却の相当分を毎年毎年、営業外収益の長期前受金という形に戻し入れて、それを原資に、あたかも減価償却したように減価償却費の相当分を、それを原資にしなさいということです。ですので、直接、今年度いただいた負担金等が長期前受金に来るわけではないということです。

○委員（仮屋国治君）

今の説明は前も受けていましたから大体分かっていたんですけども、計算式が分からないんですよ。これは皆さんが作るわけでしょう。だから、どっからの金額をこの2,688万2,787円にするかちゅうところですよ。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

これは、固定資産台帳の中の財源に、例えば受益者負担金はその年度1,000万円入っていますよ。5,000万円の工事であったら受益者負担金が1,000万円入っていますよとすると、そこから減価償却を始めますので、その該当額というのが積算された二千何百万円という数字になりますので、この中で計算式というのはかなり求めることはできないと思います。逆に固定資産のシステムのほうからはじき出す数字になります。

○委員（仮屋国治君）

減価償却の総額に対して、補助金とかの該当する分の総額を出して、適当に数字合わせをしてお出しという金額という理解でよろしい。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

適当ではないんですけども、ちゃんと固定資産台帳上に財源として幾らですよというのがうたっていますので、それと、長期前受金の総額というのは合致しているはずなんで、そこから毎年毎年減価償却をするから、固定資産のほうで減価償却をしていきますので、その該当額というのは長期前受金のほうから持ってくるということです。ですので、これは負担金とか補助金とかで分かれていますけどこの数字というのは全て想定いたしております。だからそれは固定資産のものによって償却率も変わってきます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第96号及び議案第97号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 4時14分」

「再 開 午後 4時18分」

【議案処理】

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより決算関係議案14件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

△ 議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

まず、議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論を致します。反対の第1の理由は、地方交付税の未計上額7億2,097万7,000円についてであります。この問題は、これまで議論をして改善を求めてきておりますが、それが今回もなされておられません。地方自治法は第210条において、総計予算主義の原則を明記し、当年度における一切の収入及び支出は、この全てを歳入歳出予算に計上することを求めておりますが、それがなされず、本決算において未計上額として報告をされている点をまず指摘しなければなりません。第2は、こども館建設事業費、ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午後 4時20分」

「再開 午後 4時21分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○委員（宮内 博君）

第2は、こども館建設事業費9,660万8,968円についてであります。現地は市中心部から離れた高台にあって、子供たちや保護者の方々にとって利便性が悪い施設であることがこども館にふさわしくないという大きな理由から、2020年度の当初予算では、予算委員会において修正案が可決をされた経過があり、それが本会議で覆されて実施されてきた経過があることを指摘しなければなりません。第3の理由は、牧園総合支所整備事業費委託料924万円、工事請負費5億9,397万8,000円についてであります。牧園総合支所は1992年に建設されたものでありまして、当委員会でも今後30年は活用できる庁舎であるとの答弁がなされております。耐用年数も十分にある中で、新たな庁舎建設が行われたことを指摘しなければなりません。第4の理由は、公立保育園の民営化であります。保育所や養護老人ホームの民営化を進めており、この間、6か所の保育所が民間事業者に譲渡されております。2020年4月には敷根保育園が民営化されておりまして、そのことを指摘いたしまして、主なる反対の理由として討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

原案に賛成者の発言はありませんか。

○委員（鈴木てるみ君）

私は、議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施された事業の影響

で、歳入歳出ともに決算額が大きく増加しました。歳入面においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う徴収猶予等により、徴収率が11年ぶりに前年度を下回る結果となりましたが、ふるさと納税の広報などに力を入れるなど、自主財源の確保に積極的に努めたことは大いに評価すべきと考えます。一方、新型コロナウイルス感染症対策関係で、特別定額給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金など国庫支出金の増などにより、依存財源が大幅に増加し、歳入総額は前年度比29%の大幅増となりました。歳出面において、徹底した経費削減等を進めた一方、新型コロナウイルス感染症対策関係で、扶助費等が大きく増加したほか、人件費、普通建設事業費なども増加したことから、歳出総額は前年度比28.5%の大幅増となりました。その結果、令和2年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額820億3,145万6,000円、歳出総額783億2,475万4,000円で、実質収支は27億135万7,000円の黒字となりました。主な施策として、牧園総合支所の建設工事、これによりまして市民の利便性の向上が期待されると考えます。また、こども・くらし相談センターの開設により、2,000件を大きく上回る相談が寄せられ、コロナ禍にあっても、多くの市民に寄り添った支援を行うなど、各所管においても市民の豊かな生活に資する事業が行われました。また、令和2年度末の市債現在高は529億4,576万5,000円で、前年度末より約13億6,000万円減少しました。一方、財源調整に活用可能な財政調整、減債、特定建設事業の3基金合計残高は142億3,207万5,000円となり、前年度末を約10億円下回る結果になりましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債比率は6.5%で、他の健全化比率等も含めて全ての数値で、国が示す早期健全化基準を下回っていることなどから、おおむね健全な財政運営が行われていると判断します。以上のことから本議案は認定すべきと申し上げるとともに、委員の皆様の賛同を求め、討論を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第84号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者8人、起立多数と認めます。したがって、議案第84号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第85号 令和2年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第85号、令和2年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

○委員（宮内 博君）

私は、2020年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、2020年度当初予算時と同様に、賛成の立場で討論に参加を致します。国保は現役世代を引退した方の全てに加入が義務付けられ、国民皆保険制度を狙う最後のセーフティーネットであり、その充実が求められています。この間、国からの補助金の削減によって、協会けんぽとの比較では保険税負担が約2倍も大きくなっており、全国知事会では、病気にかかりやすい高齢者や低所得者が多く加入しているという国保の持つ構造的問題について、国保に対し1兆円の補助金の増額を求めています。そのような

中で、霧島市の国保税は2018年度、2019年度と2年連続で上げられた経過があります。2年連続の国保税上げが行われた大きな理由が、鹿児島県が示す国保加入者一人当たりの保険税必要額である国民健康保険事業費納付金案をそのまま霧島市の国保税としてきたことにありました。2020年度の国保加入者一人当たりの保険税必要額について、鹿児島県は鹿児島県平均で9.82%の上げが必要であるとし、霧島市についても、2019年度と比較をして8.28%の上げが必要だとする保険税必要額を昨年2月13日に示した経過があります。しかし、霧島市は中重市長の下で初めて県が求める国保税上げを導入せず、保険税率を前年度同様とする据え置きで2020年度の国保税を決定したところであります。これは、2021年度の国保税引下げにつながる大きな変化でありまして、私が本決算に賛成する理由であります。以上の理由から、賛成の討論と致します。

○委員（山田龍治君）

私は、議案85号、令和2年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。以前からも、この予算の採決において、私は反対の意思を述べさせていただきました。中重市長が据え置きをしたのは評価をするものでありますけれども、国民健康保険は最後の砦であります。この皆様方に少しでも一般財源を繰り入れながら軽減をしていくということは、ほかの自治体もやっていることですので、こういったことをしていくことで、高齢者の方々の負担を和らげる、低所得者の方の負担を和らげる、こういうことをしていくことが必要なことだと思いますので、その旨を合わせて反対とさせていただきたいと思っております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第85号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人、起立多数と認めます。したがって、議案第85号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第86号 令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第86号、令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、2020年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論に参加を致します。後期高齢者医療制度は、病気にかかりやすい75歳以上の高齢者を別枠の医療保険制度に囲い込む制度としての問題が指摘をされる中、その保険料率は2年に1回の見直しが行われ、鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、2020年度の保険料について均等割を2019年度との比較で4,600円高い5万5,100円。所得割率は0.81%高い10.38%としているのであります。2020年度は更に高齢者の所得によって一人当たりにかかる均等割を軽減する措置も見直しが行われ、2019年度8割の軽減であった方の軽減率が7割に上げられ、その影響額は2,440万円。一人当たり5,500円の負担増。8.5割軽減から7.5割軽減となった方は2,281万円。一人当たり4100円も負担が増えることは、昨年の当初予算の予算委員会審査の中で明らかにされてきた経過があります。さらに、保険料限度額も62

万円から64万円に増加されております。2020年度からは、新たに75歳となる方への2割負担の導入も進められております。高齢者が安心して老後を送ることができる制度こそ求められていることを指摘いたしまして、本決算に対する反対討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第86号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人、起立多数と認めます。したがって、議案第86号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第87号 令和2年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第87号、令和2年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、2020年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を致します。2020年度の介護保険事業は、第7期事業の最終年度でありました。第7期介護保険事業に当たり、霧島市は、世帯では住民税課税本人非課税の基準額で年間7万1,760円へと、第6期事業との比較で8.27%、5,760円の保険料引上げを行い、市民税非課税で老齢年金のみの受給者である第1段階の保険料も2万9,700円から3万2,292円へと引き上げて実施をしたのであります。第7期事業に当たり、介護保険準備基金4億円を取り崩す計画でありましたが、2020年度決算における基金残高は6億2,062万円との報告であります。さらに、令和4年5月末の基金残高予測ではこれが8億8,713万円になることが想定されていることも議論の中で明らかになっております。2020年度の介護保険給付費は、第7期事業が開始された2018年度当初予算の保険給付費と比較をすると9.1%の伸びを予測しており、2020年度も2019年度との比較で3.9%の給付費の伸びを想定した予算が計上されましたが、実際の伸び率は1.48%であります。第7期事業の給付費は3か年平均で0.74%の伸びにとどまり、多額の基金を積み立てる結果となっていることを指摘するものであります。それにも関わらず、本年度から実施をされた第8期介護保険事業において、多額の基金積立てがある中で、介護保険料引上げがなされたことに大きな問題があることを指摘いたしまして、2020年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算の反対討論と致します。

○副委員長（宮田竜二君）

私は、議案第87号、令和2年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。私がこの議案に賛成する理由は2点あります。まず1点目、本市も少子高齢化が進んで、令和2年度の介護給付費が100億円を超え100億3,560万9,699円、対前年度比1.48%伸びております。それですが、令和2年度の決算としましては、収入済額から支出済み額を引いた經常収支が4億2,733万3,798円ということで、黒字化されていることが1点目の賛成理由です。2点目は、基金につきまして出納閉鎖の5月末現在の介護保険基金の積立て残高が6億7,725万7,261円となっている点です。この基金残高の金額につきましては、今後、令和7年、団塊の世代が75歳以

上の後期高齢者になり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることとなります。そのためには、この基金は必要な基金だと考えます。2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を段階に進めるような事業計画を担っていることから、私はこの議案は認定すべきということで賛成の立場を表明します。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第87号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人、起立多数と認めます。したがって、議案第87号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第88号 令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第88号、令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なし認めます。採決します。議案第88号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第88号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第89号 令和2年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第89号、令和2年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第89号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第89号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第90号 令和2年度霧島市水道事業会計決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第90号、令和2年度霧島市水道事業会計決算認定について自由討議に入ります。何か

御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第90号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第90号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第91号 令和2年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第91号、令和2年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第91号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第91号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第92号 令和2年度霧島市工業用水道事業決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第92号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、議案第92号、2020年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。議論の中でも明らかになりましたように、霧島市の工業用水道は給水原価64円21銭に対して供給単価は52円であります。トン当たり12円21銭の赤字のまま、供給がされているという問題があります。これは、独立採算性を強調する一方で、例外的な扱いにされている点を指摘しなければなりません。少なくとも供給単価以上の価格で給水をすべきだということを指摘しなければなりません。平成29年3月に経済産業省が告示を出しておりまして、工業用水道料金の算定要領を示しているところではありますが、料金は定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において決定された料金をもって算定した料金収入は、総括原価と一致するものとする。こういう要綱も提出をされているということから致しましても、少なくとも給水原価を上回る供給単価で運営されるべきだということを指摘して討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第92号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人、起立多数と認めます。したがって、議案第92号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第93号 令和2年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第93号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第93号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

御異議がありましたので、起立により採決します。議案第93号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人、起立多数と認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第94号 令和2年度霧島市病院事業会計決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第94号、令和2年度霧島市病院事業会計決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第94号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第94号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第95号 令和2年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第95号、令和2年度霧島市病院事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なし認めます。採決します。議案第95号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第95号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第96号 令和2年度霧島市下水道事業会計決算認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第96号、令和2年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、2020年度霧島市下水道事業会計決算に反対の立場から討論に参加します。私が、本議案に反対するのは、本事業に導入されている受益者負担金の一括導入に対し、支払われる前納報奨金についてであります。2020年度決算における受益者負担金は3,349万7,050円であります。一方、前納報奨金として支払われる報償費は633万2,400円を計上しております。この受益者負担金は5年分を一括して納付した場合、20%の報奨金を受けることができる制度が継続されている問題があります。しかし、現在の銀行金利はほとんど利子のつかない低金利が実態であります。9月27日に発表されました10万円型貯蓄貯金は年利0.0007%であります。期間を5年に定めた預金金利では、税抜後の金利は0.001%であり、その現実から見ても、制度の見直しが求められております。2020年度の前納報奨金は、受益者負担金を納入された方の70%は受け取っているとの委員会での報告でありました。これまでは受益者負担金納入者の85%が前納報奨金を受けているとの報告もなされた経過があります。これから見てみますと、受益者負担金1㎡当たり430円は実質344円で納められていることとなります。この制度の更なる大きな問題は、一括納付できない所得の低い市民に大きな負担を強いる結果になっていることを指摘しなければなりません。私は、受益者負担金一括納入報奨金20%の現行制度を改めて、現実に納められている受益者負担金へと負担金の引下げを提案して、本決算に反対をするものであります。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第96号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人、起立多数と認めます。したがって、議案第96号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第97号 令和2年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第97号、令和2年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第97号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

御異議がありましたので、起立により採決します。議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人、起立多数と認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終すわります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（木野田誠君）

議案14件について、委員長報告に何か付け加える点はございませんか。

[「委員長一任」と言う声あり]

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。以上で、全ての日程を終了しました。これで決算特別委員会を閉会します。

「閉会 午後 4時55分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

決算特別委員長

木野田 誠